PART II

八ッ場ダム建設再開は許さない!!

～原発・ダム・道路・干拓…
利権集団（ムラ）を肥やす予算にSTOPだ！～

日 時 ： 2012年2月23日（木）16:30～19:00
場 所 ： 衆議院第一議員会館大会議室

◆基調講演

「原発再稼働をめぐる動きと原子力ムラ癒着の絆」

井野博満　東京大学名誉教授（金属材料物性）

柏崎刈羽原発の閉鎖を訴える科学者・技術者の会代表

ストレステストの不当性を明らかにする立場から原子力安全・保安院「ストレステスト意見聴取会」の委員

著書に『福島原発事故はなぜ起きたか』（編著、藤原書店）ほか

◆八ッ場ダム問題

「河川ムラの策動による“八ッ場ダム建設再開”を阻止するために」

嶋津暉之（八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会）

「河川ムラに蝕まれてきたダム予定地 」

渡辺洋子（八ッ場あしたの会）

◆「故郷を渡さない！がんばり通して30年～事業認定申請を却下せよ～」

岩下和雄（石木ダム絶対反対同盟）

◆「大震災をテコに高速道路?! 」

橋本良仁（道路住民運動全国連絡会事務局長）

◆「諫早湾干拓・開門問題の現状～無駄な公共事業がもたらすもの～」

堀 良一（有明弁護団事務局長、ラムサール・ネットワーク日本共同代表）

◆私も一言

◆国会議員挨拶（随時）

主催団体 ：緊急抗議集会「八ッ場ダム建設再開は許さない!!」実行委員会

構成団体 ：八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会、八ッ場あしたの会、ダム検証のあり方を問う科学者の会、
全国自然保護連合、ラムサール・ネットワーク日本、道路住民運動全国連絡会、
水源開発問題全国連絡会、外環道7区市ネットワーク（外環ネット）、原子力資料情報室

緊急抗議集会Ⅱ「八ッ場ダム建設再開は許さない
～原発・ダム・道路・干拓…利権構造（ムラ）を肥やす予算にSTOPだ」

目　　次

（敬称略）

ページ

【原発問題】

○　原発再稼働をめぐる動きと原子力ムラ癒着の絆（井野博満）・・・・・・・・・・・・・・・1

【八ッ場ダム問題】

○　河川ムラと八ッ場ダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
○　「八ッ場ダム」七つの欺瞞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
○　八ッ場ダムの工期延長と事業費増額は必至・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
○　八ッ場ダムの建設再開を阻止するために
　　――利根川水系河川整備計画の民主的な策定を！・・・・・・・・・・・・・・・・20
○　河川ムラに蝕まれてきたダム予定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
○　八ッ場ダムの歴史を伝える資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

【全国のダム問題】

○　故郷を渡さない！石木ダムへの国庫補助を削除せよ！（岩下和雄）・・・・・・・・・・39
○　全国のダム事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
○　ダム検証の欺瞞性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

【道路問題】

○　東日本題震災をテコに高速道路建設？！（橋本良仁）・・・・・・・・・・・・・・・・46

【干拓問題】

○　諫早湾干拓・開門問題の現状（堀良一）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

○　緊急抗議集会宣言（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

原発再稼働をめぐる動きと原子力ムラ癒着の「絆」

井野博満
東大名誉教授（金属材料物性）
20120223八ッ場ダム院内集会

1

原発再稼働をめぐる動き

- 管首相、参院予算委で「全原発を対象にストレステストを実施する」と発言（2011年7月7日）
- 枝野、海江田、細野三閣僚声明：「一次評価を停止中原発の運転再開の条件とする」（7月11日）
- 原子力安全・保安院：EU仕様書を下敷きにした計画書を提出（7月22日）

2

ストレステスト（一次評価）の進行

- 関西電力大飯3号機（10/28）、伊方3号機、大飯4号機、泊1・2号機、玄海2号機、川内1・2号機、美浜3号機、敦賀2号機、東通、志賀、柏崎刈羽1・7号機と、これまでに14冊の報告書が提出された
- 保安院（&JNES）にて審査。並行して意見聴取会を開催
- 大飯3・4号機ストレステストの審査書を保安院が原子力安全員会に提出（2月13日）

3

これが審査基準なのか？

- 大飯3・4号STを“妥当”とした根拠は、

「福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても同原子力発電所のような状況にならないことを技術的に確認する」

- しかし、「福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波」を具体的にどう大飯原発に当てはめるのか？

4

大飯原発STの問題点1

- 陸側の熊川断層が連動する可能性あり。その場合の地震動はSsの1.8倍を超える。
- 緊急安全対策が、瓦礫の山を前に、大雪や台風でも時間内に実現できるのかという疑問
- 制御棒の挿入性については検討対象から除外され、Ss x 1.8における検証がなされていない。
- 事業者と保安院間の資料では、許容値を満足していない評価値が多数見受けられ（基礎ボルト等）、「工学的判断」で安全率が吐き出されている

5

大飯原発STの問題点2

- シビアアクシデント（過酷事故）に至った場合の被害（放射能汚染）の大きさが算定されていない
- したがって、「シビアアクシデント（過酷事故）に至った場合の影響緩和策」も書かれていない
- それらは、“二次評価”でやると逃げている
- 「本年内を目処とする」とした二次評価を出していない。保安院も催促していない

6

原子力ムラ癒着の「絆」

- ストレステスト審査の実態
- 大飯3号・4号はじめPWR原発においては、電力各社は三菱重工（MHI）にST作業を依頼
- それを審査する保安院は、原子力安全基盤機構（JNES）に作業を委託。JNES出身者が審査を担当
- 意見聴取会では、三菱重工やその関連会社（Nuclear Development）と「強い絆」で結ばれた委員たちが進行役を務めるなど、影響力大

7

JNES担当者の利益相反の疑い

総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会（岡素之委員長）」による指摘（2011年12月9日）

- JNESは、危機意識の欠如、マネジメントの不在など。組織風土に根差した根本的原因に大きな問題がある
- 原子力事業者等の出身者を多数採用しており、検査の中立性・公正性に疑念が生じている
- 検査対象を、出身元とかかわりのない施設に限るものとし、国民の信頼を確保するための措置を講ずるものとする

8

委員の利益相反の疑い

- 全ての委員につき、電力業界からの過去全ての寄付金、補助金、受託研究費、奨学金等の受け取りの有無を公表すべき。
- ⇒保安院は過去3年間について自己申告書を提出させたが、内容を公開しない
- ⇒山口彰委員は三菱重工系の会社から「受託研究費」1億1千万円を受け取っている
- ⇒岡本孝司委員は以前、三菱重工に勤務。
  近年、三菱重工より200万円の寄付
  ⇒阿部豊委員には500万円の寄付

9

脱原発への道

- 大きな犠牲を払って、脱原発（依存）は多数意見になった。しかし、原子力村という権力構造は健在
- 市民の力で“原子力村”をつぶす
- そのためには、
  原発再稼働を阻止する
  原発事故（放射能汚染）の責任を取らせる

10

2012 年 2 月 13 日

関西電力大飯３・4 号機ストレステスト審査書提出に抗議する緊急声明

ストレステスト意見聴取会委員
井野博満・後藤政志

原子力安全・保安院は、本日、関西電力大飯原発３・４号機の一次評価を「妥当」とする審査書を原子力安全委員会に提出しました。私たちは、このような拙速なやり方は、とうてい認められません。

2 月 8 日の第８回意見聴取会では、様々な技術的な課題が残されていることが明らかになりました。原子力安全・保安院も、その場で議論を終了するとは明言しませんでした。当然、継続審議となると思いました。審査書が原子力安全委員会に提出されたことに対して意見聴取会の委員として抗議します。

ストレステスト意見聴取会では、徹底して議論を尽くすことが、国民に対する原子力安全・保安院の責務です。次のような根本的な問題が残っています。

（１）判断基準について、保安院は「福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても同原子力発電所のような状況にならないことを技術的に確認する」としています。しかし、津波の想定は 11.4 メートルで、福島事故の 14 メートルよりも低くなっています。そもそも、福島事故は収束しておらず、原因もわからない状態です。

（２）評価の対象、基準の適用について以下の技術的な疑問があります。

① 制御棒の挿入性を検討の対象から外しています。
② 基礎ボルトなど機器の強度については、安全率を削って評価しています。
③ 原子炉建屋などの構造強度に関わる許容値について、耐震バックチェックの基準より甘い許容値を適用することを認めています。
④ 本来の設備は福島原発事故前から改善せず、消防車や非常発電装置などの外部仮設設備だけで安全だとしています。

（３）ストレステストは、過酷事故対策の検証を含めた二次評価と合わせて評価しなければ、地域住民が安全性を判断する上では意味がありません。電力事業者は、原子力安全・保安院の指示により、これを 2011 年末を目処に提出するはずでしたが、関西電力は二次評価結果を未だに提出していません。

原子力安全・保安院が、現時点で「妥当」としたことは、はじめに再稼働ありきの見切り発車と言わざるを得ません。このような姿勢こそが、福島原発事故を招いた要因です。このように原子力安全・保安院は、規制当局としての役割を十分に果たしていません。まずすべきことは、自らのありようについて根本的な反省をすることです。

本日の審査書の提出は、「安全性に関する総合的評価」とされるストレステスト評価の体をなしていません。

以上

基本となる考え方についての質問

2011 年 11 月 24 日

井野博満

第１回意見聴取会で表明した「ストレステストについての意見」（参考 1）を踏まえ、以下の質問をいたします。

質問１．従来枠組みのままでのストレステストの審議でよいのか

福島原発事故を防ぐことが出来なかった不備な内容の安全指針類の検討がなされない状態で、位置付けの不明なストレステストを実施することは安全性評価を混乱させることにならないか。今後の全体的な安全審査の見直しの中で、ストレステストはどのように位置づけされるのか。各種の委員会や意見聴取会との関係を、分かりやすく図式化して説明していただきたい。

ストレステスト意見聴取会はいかなる法的根拠に基づいて設置・開催されているのか、総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会の委員会としなかったのはなぜか、説明していただきたい。

質問２．市民・地元住民を意見聴取会のメンバーとしないのか

ストレステストの結果が再稼働の条件として適切なものであるかどうかについて意見を述べ判断する主体は、事故の際被害を受ける地域住民であって、いわゆる専門家はその助言をする立場であると考えるがいかがか。この意見聴取会のメンバーに市民・地域住民を参加させることを検討していただきたい。

質問３．ストレステストの実施プロセスについての疑問

福島原発事故を受け、安全審査の瑕疵が問題になったのであるから、本来ならばすべての原発の運転を停止し、一次・二次の区別なく検査をおこなうべきではないのか。

また、一次評価・二次評価は内容的に見ても連続しており区別して実施する意味はないのではないか。

個別の原発ごとに可否を議論・判断するのでなく、運転継続を求めるすべての原発についてのストレステストが出そろったところで、横並びにして議論をすべきなのではないか。

質問４．ストレステストの判断基準を示すことを求める

ストレステストの審査基準・判断基準をどこにおいているのか。明確な判断

基準がない状態では、結論が事業者に有利な恣意的・主観的なものにならざるを得ない。

質問５．福島原発事故原因についての知見をどう反映させるのか

保安院の実施計画（7 月 21 日、別添２）では、福島第一、第二原発についてはストレステストの実施計画から除くとしているが、東北地方太平洋沖地震で被災した原発もまたストレステストを実施すべきである。それがストレステストの有効性を検証することになる。特に東京電力に対し、福島第一・第二原発のストレステストを早急におこなうよう保安院は申し入れるべきであると考えるがいかがか。

付記：第１回意見聴取会で西川委員と佐竹委員からも下記のような賛意をいただいている。

〇西川委員　このストレステストのやり方の中身自身について、私自身よく理解していないところがあるんですが、言葉としてはわかるんですが、具体的にどんなふうにやっていくのかというのが、最初に申し上げましたように、なかなかわかりにくいところがあるので、例えば井野先生がおっしゃったように、福島、女川を取り上げてしっかりやって、見るということは非常に重要なことだと思うんですね。もうあれはやらないよということになると、福島のものは事象がはっきりしていますから、あれでストレステストをやってみて、それでどういうふうな具体的な事例があるか、起こったかということは、是非検証しないといけないのかなと、ここの委員会でやるのがいいのかどうかは別として、我々としても非常に参考になるかなという感じがします。（議事録ｐ30）

〇佐竹委員　ストレステストに先ほど出ている、例えば今回の福島なんかで検証するというのは、非常に重要なことかと思います。ストレステスト自体の方法、妥当性を検証するということはまず重要かと思いますので、これについては賛成いたします。（議事録ｐ31）

質問６．耐震安全性評価（耐震バックチェック）見直しの必要性

4 月 11 日の福島県浜通りの地震（M7.0）の際、福島県の湯ノ岳断層が動いたことを受けて、保安院は事業者に対し全国各地の原発近傍の断層についての調査を命じた。ストレステストという以上、これら断層が活断層である可能性を考慮して地震動を求めるべきではないのか。また、各原発敷地において懸念されている最大規模の地震が起こった場合の評価をおこない、その際の設備・機器の応答と組み合わせて全体像を明らかにすべきではないのか。

質問７．経年変化（老朽化）の現実を反映させることの必要性

ストレステストで実施される評価方法は、基本的に解析的手法（シミュレーション）であるが、現実の設備・機器がどのような状態にあるかについて、現時点での調査・診断にもとづく知見が組み込まれねばならない。そのための調

査をおこない、その結果を報告書に具体的に明記することを事業者に求めるべきと考えるがいかがか。

質問８．自然現象以外の外的事象も評価対象事象に加えるべきである

上記別添２の実施計画では、評価対象として自然現象（地震、津波）および安全機能の喪失（全交流電源喪失、最終ヒートシンクの喪失）を挙げている。それ以外の重大な事象である航空機墜落などの事故や破壊工作（戦争を含む）によって生じる事象も評価対象に加えるべきではないのか。

質問９．過酷事故にともなう被害とその緩和策評価の必要性

過酷事故が起こった場合の放射能被害の大きさの評価とどのような被害緩和策が用意されているかの評価は、地域住民が安心・安全の判断をするうえで不可欠であり、報告書に記載すべきと考えるがいかがか。ストレステストのシミュレーションは「成功」あるいは「炉心損傷」のパスで終わる。それで良いのか。

過酷事故対策は、住民の放射線被曝を最小限にとどめることが求められる。影響緩和策には、ハードウェアの整備とともに作業員の対応ポテンシャルの向上が不可欠と考える。そのための計画を事業者に求めるべきである。

河川ムラと八ッ場ダム

1　八ッ場ダムと天下り

八ッ場ダムは事業費が日本一高いダムであり、最近十数年は毎年100～300億円を超える予算が投入されている。そのうち、用地補償費を除く事業費のほとんどは工事や調査に使われ、数多くの工事業者、コンサルタント、調査業者等に仕事を安定して与え続けている。受注会社からすれば、毎年、何千万円、何億円という工事業務、調査設計業務などを数多く発注し続ける八ッ場ダム建設事業は、打ち出の小槌のような存在であり、そこに群がって利益を分配するために談合が日常化していると推測される。そして、それらの受注会社から政治家に政治献金が納められる一方で、それらの会社に国交省や群馬県から天下りが行われて、利益を分配するシステムを強固なものにしている。

八ッ場ダム工事及び業務契約企業等への国交省からの再就職者は2004年～2011年6月で合計104名にもなる。(塩川鉄也衆議院議員の国会質問資料(2012年2月))

第一位は(財)海洋架橋・橋梁調査会 9 人と(財)ダム水源地環境整備ンセンター9 人、第三位が(社)関東建設弘済会 7 人である。

ダム水源地環境整備センターと関東建設弘済会について平成 13～17 年度の八ッ場ダム関係業務の受注状況を見ると、数多くの業務を受注している。前者は 20 件で、合計受注額は約 8 億 4 千万円、後者は 14 件で、約 7 億 7 千万円であり、八ッ場ダム建設事業によって多大な利益を得ている。だから、国交省からそれぞれ 9 人、7 人という再就職者を受け入れているのである。

八ッ場ダム建設事業の毎年の事業費

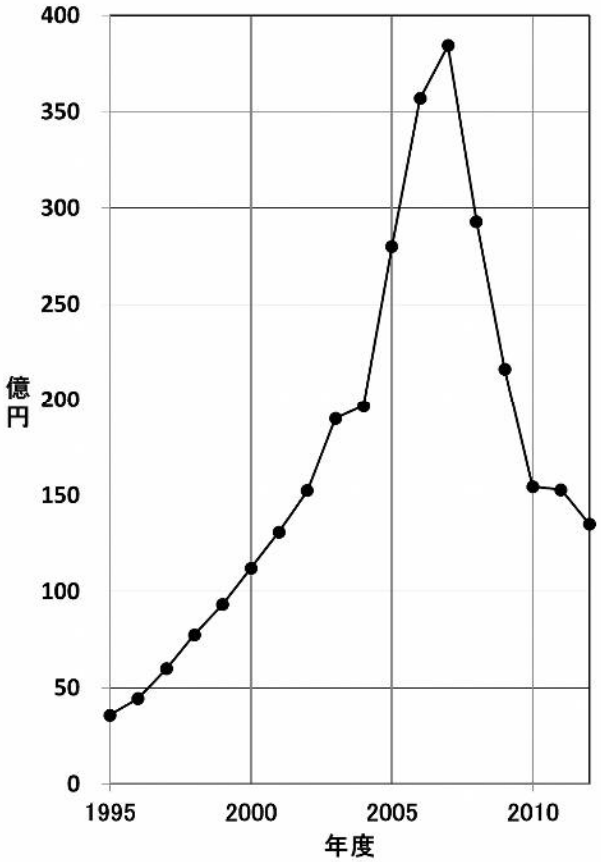

八ッ場ダム工事及び業務契約企業等への国土交通省からの再就職者数

	再就職者数	
(財)海洋架橋・橋梁調査会	9	
(財)ダム水源地環境整備センター	9	
(社)関東建設弘済会	7	
(株)アクアテルス	6	
(株)ニュージェック	5	
いであ(株)	4	
基礎地盤コンサルタンツ(株)	4	
日本振興(株)	3	
(株)ドーコン	3	
(財)ダム技術センター	3	
復建調査設計(株)	3	
川崎地質(株)	3	
(株)建設環境研究所	3	
国土環境(株)	2	
開発コンサルタント(株)	2	
(株)パスコ	2	
八千代エンジニヤリング(株)	2	
国際航業(株)	2	
(株)長大	2	
(株)ヤマト	2	
(株)富士工	2	
三井共同建設コンサルタント(株)	2	
協和補償コンサルタント(株)	1	
玉野総合コンサルタント(株)	1	
パシフィックコンサルタンツ(株)	1	
応用地質(株)	1	
(株)建設技術研究所	1	
林建設工業(株)	1	
住鉱コンサルタント(株)	1	
池原・山内(共)	1	(※)
日本工営(株)	1	
(株)トデック	1	
池下工業(株)	1	
池原工業(株)	1	
小田急建設(株)	1	
渡辺・野口(共)	1	(※)
佐藤鉄工(株)	1	
東京コンサルタンツ(株)	1	
(株)東建ジオテック	1	
田中建設(株)	1	
川田建設(株)	1	
(株)オリエンタルコンサルタンツ	1	
アジア航測(株)	1	
関東建設工業(株)	1	
渡辺建設(株)	1	
岩崎電気(株)	1	
北野建設(株)	1	
大成ロテック(株)	1	
合計	104	

(国土交通省提出資料より作成)
＊工事及び契約実績については04～08年度までの実績(落札金額1000万円以上の工事及び及び業務を発注した法人)。再就職者数については04～11年6月までの合計数。
(※)JV(共同企業体)に掲げる2名は重複のため計から除く。

2012年2月1日　衆議院予算委員会　日本共産党　塩川鉄也

平成13～17年度のハッ場ダム関係業務の受注状況

落札業者	件名	落札率(%)	落札金額(万円)	受注合計額(万円)
(財)ダム水源地環境整備センター	H13ハッ場ダム周辺地域猛禽類調査検討業務	99.35	6,100	83,849
	H13ダム湖周辺施設実施検討業務	99.71	3,400	
	H13ハッ場ダム周辺地域猛禽類調査検討業務(その2)	99.35	6,100	
	H13ハッ場ダム水質保全対策検討業務	98.96	5,700	
	H14ハッ場ダム周辺地域猛禽類調査検討業務	99.66	5,900	
	H14ダム湖周辺施設実施検討業務	100	4,000	
	H14吾妻上流域水土保全方策検討業務	100	1,900	
	H14ハッ場ダム水環境影響検討業務	99.33	5,950	
	H14ハッ場ダム猛禽類保全対策検討業務	98.27	1,700	
	H14ハッ場ダム環境影響検討業務	99.83	5,950	
	H15ハッ場ダム水環境影響検討業務	99.25	5,920	
	H15ハッ場ダム環境影響検討業務	99.79	5,700	
	H15ハッ場ダム猛禽類保全対策検討業務	92.46	2,380	
	H15ダム湖周辺施設実施検討業務	97.22	2,200	
	H16ハッ場ダム猛禽類保全対策検討業務	99.9	2,000	
	H16ハッ場ダム環境影響検討業務	99.23	4,260	
	H16ハッ場ダム水環境影響検討業務	99.03	3,860	
	H17ハッ場ダム水環境影響検討業務	98.78	4,600	
	H17ハッ場ダム自然環境保全対策検討業務	100	3,090	
	H17ハッ場ダム環境影響検討業務	100	3,139	
(社)関東建設弘済会	H13現場技術業務委託(その2)	99.11	11,100	76,530
	H13用地補償技術業務委託(その1)	99.96	2,660	
	H13ハッ場ダム地元情報収集業務	99.42	5,150	
	H14事業関係資料とりまとめ業務	98.81	2,500	
	H15現場技術業務委託(その2)	98.31	10,500	
	H15用地補償技術業務委託(その1)	99.61	2,810	
	H16現場技術業務委託(その2)	99.41	10,800	
	H16用地補償技術業務委託(その9)	98.76	2,460	
	H17現場技術業務委託(その2)	99.02	10,800	
	H17用地補償技術業務委託(その9)	98.76	2,460	
	H17補償説明業務	92.35	700	
	H17ハッ場ダム用地資料収集業務	95.34	900	
	H14　現場技術業務委託(その2)	99.36	10,800	
	H14用地補償技術業務委託(その1)	99.72	2,890	

(国土交通省の開示資料による)

2　ハッ場ダムと政治献金

八ッ場ダム関連事業の受注企業から自由民主党等の政治団体に対して多額の政治献金が行われている。まさしく政官業一体の利権構造である。(中島正純衆議院議員の国会質問資料、2010 年 3 月)

政治団体に対するハッ場ダム関連事業受注企業からの献金(上位4団体)

(中島正純衆議院議員の国会質問資料2010年3月)

代表者名	政治団体の名称	献金企業	平成18～20年度の合計献金額(万円)
蟻川七郎次中之条元町長	自由民主党群馬県ふるさと振興支部 (小渕優子後援会に平成18年2千万円寄附)	池原工業　他23社	765
小渕優子衆議院議員	自由民主党群馬県第五選挙区支部	㈱ヤマト	108
中曽根弘文参議院議員	自由民主党群馬県参議院選挙区第一支部	㈱日さく　他10社	604
山本一太参議院議員	自由民主党群馬県参議院選挙区第三支部	冬木工業㈱　他17社	500
上野公成元参議院議員 (上野宏史参議院議員(みんなの党)の義父)	自由民主党群馬県住宅都市産業支部	関東建設工業㈱関栄会　他26社	1,370

3 八ッ場ダムの非科学的な検証を追認した専門家会議

八ッ場ダムの検証の過程で四つの専門家会議が開かれたが、いずれも国交省の意向に沿った報告をまとめ、意見を述べた。河川ムラの専門家たちは従順に国交省の意向にしたがった。

（1） 国交省の利根川・基本高水流量の計算にお墨付きを与えた日本学術会議の分科会

国交省が定めた利根川・基本高水流量は計算根拠が不明であることから、2011年1月、馬淵澄夫国交大臣の指示により、河川局が日本学術会議に基本高水流量の検証を依頼した。学術会議に分科会が設置され、1 月から 9 月まで検証作業が行われたが、結局、現在の基本高水流量を妥当とする回答を国交省に提出した。

科学的な検証手順を踏んでいるように装いながら、実際には結論が先にある検証であった。しかし、この会議の資料と議論から、基本高水流量とその計算モデルの非科学性があらためて浮き彫りになった。

なお、委員長を務めた小池俊雄東京大学教授は、国交省の河川整備基本方針検討小委員会の委員でもあり、2005 年 12 月の同委員会は利根川の基本高水流量を容認している。また、学術会議は 2001 年に治水対策としての「緑のダム」を否定する答申を出しており、今回の学術会議の回答もそれを踏襲するものとなった。

土木工学・建築学委員会

河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会 委員

氏　　名	所　属　・　職　名	備　考
池田　駿介	東京工業大学名誉教授	会員
小松　利光	九州大学教授	連携会員
小池　俊雄	東京大学教授	連携会員
寶　馨	京都大学教授	連携会員
沖　大幹	東京大学教授	連携会員
椎葉　充晴	京都大学教授	特任連携会員
守田　優	芝浦工業大学教授	特任連携会員
鬼頭　昭雄	気象庁気象研究所部長	特任連携会員
窪田　順平	大学共同利用機関法人人間文化研究機構准教授	特任連携会員
立川　康人	京都大学准教授	特任連携会員
田中丸　治哉	神戸大学教授	特任連携会員
谷　誠	京都大学教授	特任連携会員

（2） 八ッ場ダム検証報告案について関東地方整備局が学識経験者の意見を聴取する場（一部のマスコミ委員は反対）

座長を務めた宮村忠氏（関東学院大学名誉教授）は次の発言を行った。（2011 年 11 月 4 日）

八ッ場ダムの問題点を指摘したマスコミ委員への恫喝発言

「○○さんの意見は、そのまま意見として。あまり極端なアジ的なあれも、今ここではやらないように。ほかの方、どうぞ意見があったらやってください。・・・」

『ほじくり返すような議論をするな』という、検証の意味自体を否定する発言

「苦労してきた地元に対して思うと、もうほじくり返すような議論はいい加減にしてくれというのが私の個人的な意見で、そんなことを含めて、今日いただいた意見をこの委員会の意見として予定どおり報告書として、・・・・」

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者の意見聴取の場

本日の出席者名簿

淺枝　隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授
石野　栄一	株式会社埼玉新聞社　編集局長
岡本　雅美	元日本大学生物資源科学部教授
川上　俊也	株式会社茨城新聞社　編集局次長
小瀧　潔	千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長
小林　忍	株式会社上毛新聞社　論説室論説委員・参与
阪田　正一	立正大学文学部史学科特任教授
佐々木　寧	埼玉大学大学院理工学研究科教授
清水　義彦	群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授
野呂　法夫	株式会社中日新聞社　東京新聞特別報道部
萩原　博	株式会社千葉日報社　理事　東京支社長
宮村　忠	関東学院大学名誉教授
虫明　功臣	東京大学名誉教授

（3）八ッ場ダムの検証報告案にゴーサインを出した関東地方整備局の事業評価監視委員会

ダム事業者はダム検証報告を決定する前に、第三者機関として、その事業者の機関に設置されている事業評価監視委員会の意見をきくことになっている。

2011 年 11 月 29 日に開かれた同委員会は（12 人の委員のうち、6 人だけが出席）、八ッ場ダム検証報告に関して中身の乏しい質疑を行った後、意見集約が必要だということで、数十分間の中断の時間をおき、そのあと、あらかじめ用意してあった約 4000 字の意見書を読み上げて、検証報告を妥当とした。見え透いた茶番劇が演じられた。

関東地方整備局事業評価監視委員会
（平成２３年度第６回）出席者名簿

事業評価監視委員会委員

家田　仁	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
佐々木 淳	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
清水　義彦	群馬大学大学院工学研究科教授
堤　マサエ	山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授
惠　小百合	江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授
山﨑　朗	中央大学経済学部教授

（4）関東地方整備局の八ッ場ダムの検証報告を妥当とした国交省の有識者会議

国交省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、各ダム事業者から報告された検証結果についてその是非を審議し、有識者会議の意見に基づいて国交大臣が対応方針を決定する。

2011 年 12 月 1 日の有識者会議では、関東地方整備局の八ッ場ダム検証報告に対して、一部の委員から問題点を指摘する意見が出されたが、中川博次座長はそのような意見を何ら踏まえることなく、次のまとめで議論を終了し、検証報告を妥当とした。中川氏の視点は検証の中身ではなく、有識者会議の「中間とりまとめ」に沿った手順を踏んでいるかどうかだけであった。手順だけのチェックならば、専門家は不要である。

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
委　員　名　簿

座　長

中　川　博　次　京都大学名誉教授

委　員

宇　野　尚　雄　岐阜大学名誉教授

三本木　健　治　明海大学名誉教授

鈴　木　雅　一　東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田　中　　淳　東京大学大学院
情報学環総合防災情報研究ｾﾝﾀｰ長・教授

辻　本　哲　郎　名古屋大学大学院工学研究科教授

道　上　正　規　鳥取大学名誉教授

森　田　　朗　東京大学大学院法学政治学研究科教授

山　田　　正　中央大学理工学部教授

中川博次座長のまとめ

（2011 年 12 月 1 日の有識者会議）

「本日の有識者会議は八ッ場ダムを対象といたしまして、委員各位からいろいろ貴重なご意見をいただきました。全体的にと言いますか、総括して申しますと、いろいろご意見ご指摘がございましたけれども、検討主体であります関東地方整備局からの対応が継続ということで報告がございました。

今日の議論も経て、八ッ場ダムにつきましても基本的にはこの有識者会議でまとめました「中間とりまとめ」の中で示しました共通的な考え方に沿って検討されておると考えてよろしいかと思います。」

４　国交省から各都県・区市への出向

国交省から各都県・各区市の幹部に多くの出向が行われ、国交省の意向に沿った行政が国と地方で一体となって進められている。各都県・各区市が繰り出される八ッ場ダムの推進の声も国交省の意向によるものに他ならない。

「公共事業チェック議員の会」への国交省提出資料（2012 年 2 月 14 日）

八ッ場ダム関係都道府県、市区への出向状況（幹部級職員）（H23.8.15現在）

地方公共団体名	出向先役職名
茨城県	企画部長
茨城県取手市	副市長
茨城県つくば市	環境生活部長
栃木県小山市	都市整備部技監兼部長
群馬県	県土整備部長
群馬県高崎市	副市長
埼玉県	副知事
埼玉県さいたま市	技監
埼玉県川越市	都市計画部長
埼玉県川口市	技監兼都市計画部長
埼玉県本庄市	副市長
埼玉県春日部市	副市長
埼玉県深谷市	副市長
千葉県	県土整備部長
千葉県千葉市	副市長
千葉県船橋市	建設局長
千葉県野田市	建設局長
千葉県成田市	副市長
千葉県浦安市	理事
千葉県印西市	副市長
千葉県香取市	副市長
東京都	建設局三環状道路整備推進部長
東京都	建設局緑化推進担当部長
東京都	都市整備局住宅政策担当部長
東京都	知事本局計画調整担当部長
東京都	港湾局計画調整担当部長
東京都中央区	都市整備部長
東京都台東区	都市づくり部長
東京都中野区	副区長
東京都杉並区	都市整備部長
東京都八王子市	まちづくり計画部長
東京都調布市	副市長

※八ッ場ダム関係都道府県、市区とは、八ッ場ダムの受益を受けている利根川流域（治水）と八ッ場ダムの利水にのっている地域の1都5県及び市区
※「国と地方公共団体との間の人事交流状況」（総務省公表）より抽出
※幹部級職員とは、地方公共団体の部長級以上の職員

「ハッ場ダム」七つの欺瞞

1 水需要縮小の時代に無意味な水源開発

○ 減少傾向が続く利根川流域の水道用水

利根川流域6都県(群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉・東京)の水道の一日最大給水量は 1992 年度から減り続け、2009 年度までの 17 年間に 182 万㎥／日も減っている(右図参照)。この減少量は八ッ場ダムの開発量に匹敵する水量であり、首都圏の水需要の動向は八ッ場ダム基本計画策定時(1986 年)と比べると、様変わりしている。水道用水減少の原因は節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量がかなりの速度で減ってきていることにある。

今後も節水型機器の普及で一人当たりの給水量がさらに減り、一方で、首都圏の人口も近い将来には漸減傾向に変わるので、利根川流域の水道用水の減少傾向がこれからも続くことは必至である。

ところが、国交省の利根川荒川フルプラン(水資源開発基本計画)は水道用水が反転して増加傾向に変わるという架空の予測を行っている。

利根川流域6都県水道の一日最大給水量の実績と将来の動向

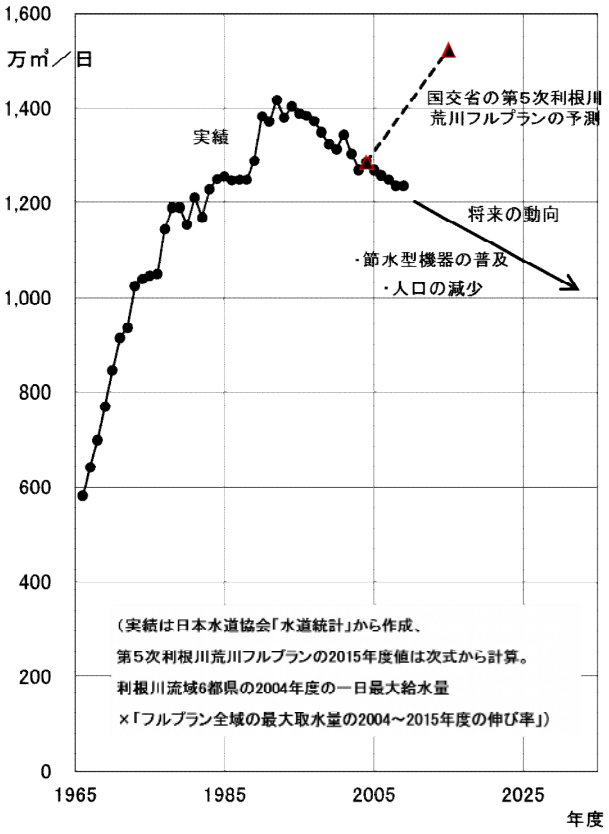

○ 国交省も実際には認識している水道用水の長期的な減少

国交省水資源部の「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会が 2008 年 5 月 22 日に発表した「中間とりまとめ」では、利根川流域の水道用水は人口の減少と節水型機器の普及で減少し続け、今から 50 年後には現状の 62～67%、100 年後には 31～42%になると予測している(右図参照)。国交省も実際には表向きのフルプランとは別に、水道用水の長期的な減少傾向を認識しているのである。

国交省の研究会による超長期の予測
(利根川流域の水道用水)

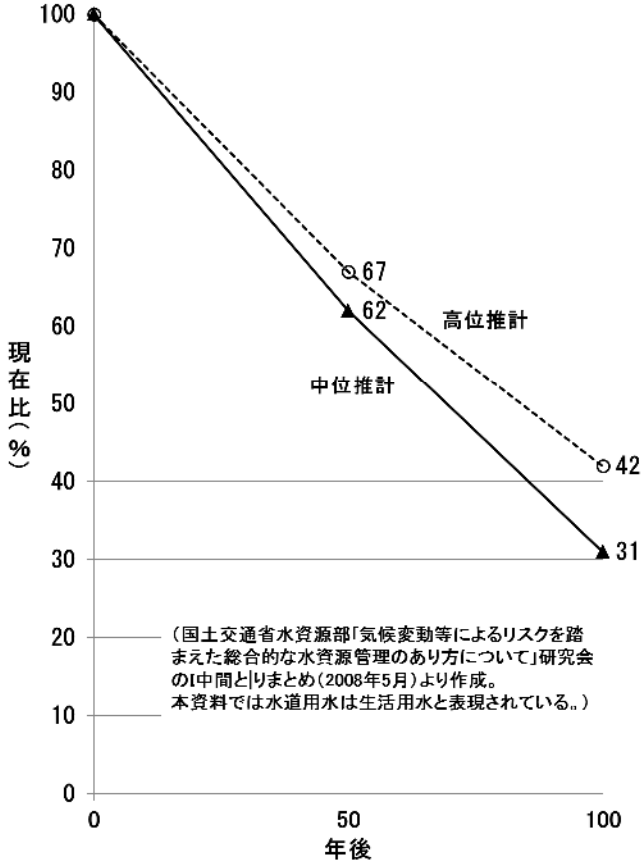

以上のように水需要の規模が縮小していく時代において八ッ場ダムによる新規水源開発が必要であるはずがない。

2 利根川の喫緊の治水対策を妨げ、氾濫の危険性がある状態を放置

○ ハッ場ダムの治水効果は意味を持たない。

ダムの治水効果は不確かな机上の計算ではなく、観測流量から求めるべきである。利根川で最近 60 年間で最大の洪水(1998 年 9 月洪水)について岩島地点(ダム予定地のすぐ下流)の観測流量から八ッ場ダムの効果を利根川の八斗島地点で計算すると、その治水効果は最大に見ても洪水ピーク水位をわずか 13cm 下げるだけであった。

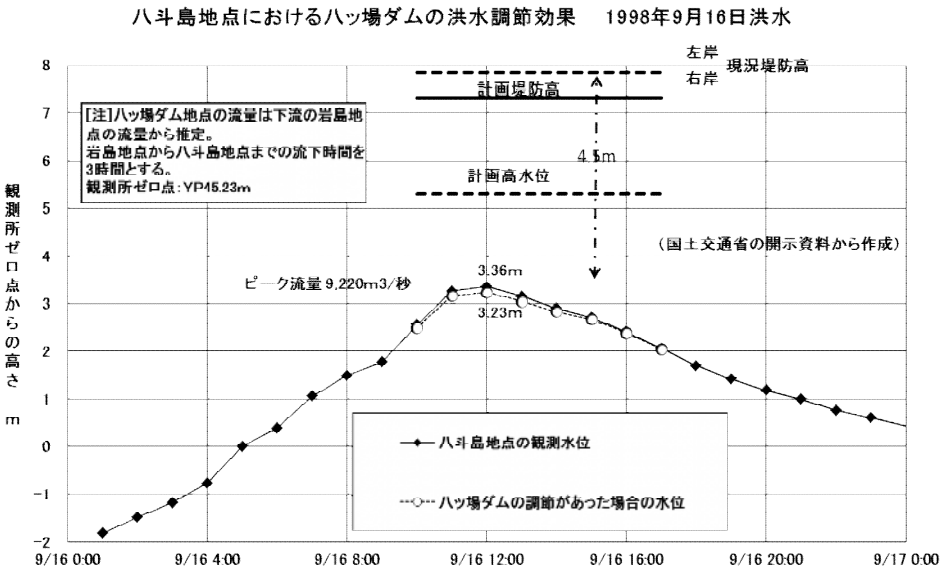

この洪水の最高水位は堤防天端から 4.5mも下にあって、確保すべき余裕高 2.0mを大きく上回っていたから、この洪水時に八ッ場ダムがあったとしても何の寄与もしなかった(上図参照)。

このように最近 60 年間で最大の洪水でも八ッ場ダムの必要性が見られないのである。利根川の洪水で八ッ場ダムがないために、困ったことは一度たりともない。

○ 利根川流域の住民の安全を確保するための喫緊の対策に河川予算を！

今後はつくり過ぎた社会資本の維持費・更新費が次第に増加するため、2037 年時点で新規の社会投資が困難になるという国交省の試算結果も示されており、利根川においても流域住民の安全を確保するための喫緊の治水対策を厳選して河川予算を重点的に投じなければならない。

利根川水系における喫緊の治水対策は、脆弱な堤防の強化対策とゲリラ豪雨による内水氾濫への対策である。

ⅰ 脆弱な堤防の強化対策

国土交通省の調査により、利根川及び江戸川の本川・支川では、洪水の水位上昇時にすべり破壊やパイピング破壊を起こして破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にある。強化工事が必要な区間の割合は利根川 62%、江戸川 60%に及んでいる。

ⅱ ゲリラ豪雨による内水氾濫への対策

2011 年9月上旬の台風 12 号で群馬県南部で記録的な大雨があり、県内で床上浸水 14 棟、床下浸水 89 棟の大きな被害があった。この時、利根川とその支川からの越流はなく、浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨による内水氾濫であった。最近は内水氾濫による被害が続出している。

必要性が乏しいハッ場ダム事業に河川予算を回す余裕はなく、喫緊の治水対策である脆弱な堤防の強化対策とゲリラ豪雨による内水氾濫への対策に河川予算を早急に集中投資することが求められている。そのように河川予算の使い方をすみやかに転換しなければ、利根川では氾濫の危険性のある状態が半永久的に放置されてしまうことになる。

3 堆砂の進行により 50 年で利水機能が半減

○ ハッ場ダムの堆砂見込みは過小

ダムは上流域から流入する土砂によって次第に埋まっていく。そのため、ダム計画では貯水池の底部に 100 年分の土砂を貯める堆砂容量が設けられる。八ッ場ダムの堆砂容量は 1750 万㎥である。しかし、この 1750 万㎥(計画年平均堆砂量 17.5 万㎥)は一般式から求めたものであって、利根川の既設ダムの実際のデータに基づくものではない。八ッ場ダムの計画堆砂速度は既設の下久保ダムの堆砂実績と比べると、1／3程度であり、明らかに過小である。

○ ハッ場ダムの検証による堆砂量点検は現計画の 1,750 万㎥を守るための恣意的なもの

八ッ場ダムの検証で堆砂量の点検が行われ、八ッ場ダム基本計画の 1,750 万㎥に近い約 1,792.9 万㎥が求められている。しかし、この試算は現計画と同じ値を算出することを目的に行われたものであって、現実と遊離した仮定がおかれている。たとえば、八ッ場ダムでは流入する土砂のうち、55%がダム湖から流出するとしているが、総貯水容量が 1 億 750 万㎥もある八ッ場ダムで、流入土砂の 55%も流出することは、実際にあるはずがない。

○ ハッ場ダムの近傍ダムの堆砂実績

八ッ場ダムの近傍類似ダムとしては、酸性河川の吾妻川の中和事業の一環として建設された品木ダムがある。品木ダムの場合は中和生成物の沈澱があるので、中和生成物を除く堆砂量を求める必要がある。中和生成物を除く品木ダムの比堆砂量を推定すると、890 ㎥/㎢/年となり、八ッ場ダムの計画比堆砂量 247 ㎥/㎢/年の 3.6 倍にもなる〔注〕。

〔注〕堆砂量をダムの集水面積と経過年数で割った値を比堆砂量という。八ッ場ダムの計画比堆砂量は堆砂容量 1750 万㎥を集水面積 707.9 ㎢と 100 年間で割った値である。

○ 堆砂の進行で比較的早い時期に利水機能が半減

近傍ダムの堆砂実績を使って計画の 3.5 倍の速度で八ッ場ダムの堆砂が進行するとすれば、概ね 50 年後には八ッ場ダムの夏期利水容量が半分になり、渇水時の補給機能が半減する(下図参照)。

実際に堆砂はダム湖の上流部分の河床の浅い所にも堆積していくので、利水機能の低下はもっと早く進行する。一方で、ダム湖上流側の堆砂の進行は、流入する吾妻川の河床を上昇させ、ダム湖予定地の直上流に位置する長野原町中心部で氾濫が起きる可能性を生じさせる。

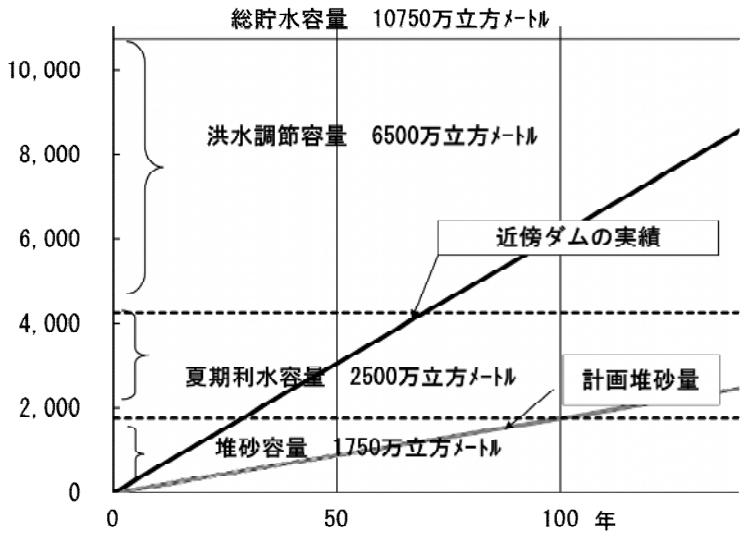

八ッ場ダムの土砂堆積の予測

4 ダム湖周辺の地すべりの不安

八ッ場ダム湖予定地周辺は脆弱な地層のところが多く、ダムができて湛水し、水位を上下させると、地すべりが誘発される危険性が高い。それにもかかわらず、これまで国交省はわずか2地区だけを対象に安易な地すべり対策を行うことしか計画してこなかった。地すべりの危険性を指摘する声が高まったことにより、国交省は八ッ場ダムの検証の中で地すべり対策の点検を行った。

その結果、約110億円の費用をかけて10地区（地すべり地と未固結堆積物斜面）で地すべり対策を実施することになった。この報告書を専門家が検討したところ、国交省の点検はきわめて不十分なもので、国交省が示す対策を実施しても、ダム湛水後はダム湖周辺の地すべりの危険性がなお続くことが明らかになった。具体的には次のとおりである。

○ 精査対象地すべり地、未固結堆積物斜面以外は崩壊危険度の検討なし

今回の点検では湛水の影響がある地すべり地形として、18地区37箇所が選定されたが、そのうち、保全対象物と規模から精査対象地すべり地は3地区5箇所に絞られ、対策工法が検討された。しかし、残りは、必要に応じ精査実施4地区12箇所、原則精査しない11地区20箇所としているだけで、それらの崩壊危険度については何ら触れていない。これは精査対象外の地すべり地が湛水後に崩壊しても、国交省としては全く関係ない、知りませんと言っているに等しい。

○ 精査対象地すべり地3地区5箇所も安定解析の結果に信頼性がなく、対策工法に不安がある。

① 安定解析の問題

地下水位、土の単位体積重量、すべり面強度は安定計算において決定的に重要な数値であるが、これらの数値は現地調査で求めたものではなく、既存データからの推定値を採用している。したがって、安定解析の結果として示されている内容は信頼性が乏しい。

② 対策工法の問題

コストの面からアンカー工ではなく、安易な押え盛り土工か採用されているが、この工法には不安がある。貯水池の水面下に押え盛り土を設けても、押え盛り土自体が浮力を受けるため、その効果が削がれるし、さらに湖面の水面変動や水流により、押え盛り土自体の変状が起きることも予想されるが、変状の確認は水面下であることから確認が容易ではない。また、押え盛り土はダムの貯水容量を減らすので，ダム計画自体の再検討が必要となる。

○ 未固結堆積物斜面の安定解析の結果にも信頼性がない。

今回の点検では、地すべり地形以外に未固結堆積物斜面も扱っている。これはこの地域の平坦面に堆積する応桑岩屑堆積物等の未固結堆積物からなる斜面を対象としたものである。未固結堆積物斜面6地区19箇所について安定解析を行い、その結果により、5地区5箇所についてのみ押え盛り土工を実施することになっている。

安定解析では未固結堆積物の性状を試験値の事例から設定したとしているが、しかし、約2万4千年前の浅間山の大噴火による泥流が堆積した応桑岩屑堆積物は極めて不均質な堆積物であって、参考とする試験値数が非常に少ないため、物性評価は信頼性が低い。したがって、安定解析の結果の信頼性も低く、対策不要と判断された箇所も湛水によって崩壊の危険がある。また、対策実施箇所も今回の点検で示された対策では崩壊を抑えられない可能性が十分にある。

5 ダムサイト基礎岩盤への不安

○ 現在のダムサイト予定地は 1970 年の国会で建設省が「大型ダムの建設場所としてはきわめて不安な状況」と答弁した場所

1970 年の衆議院地方行政委員会において、吾妻渓谷への影響を小さくするため、八ッ場ダムのダムサイト予定地を当時の予定地から上流側に移すことが議論されたが、地質面で困難とされた。その上流案は「熱変質をした地質がずっと続いている」、「河床を横断する3メートル幅の岩の断層がある」、「岩盤に節理が非常に多い」などの理由により、「ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」であるとされた。それにより、上流移設案を否定する答弁が国側から行われた。

ところが、1973 年になって、ダムの基礎地盤として全く不適であると国が答弁した場所にダムサイト予定地が移されることになった。それが現在のダムサイト予定地である。

○ ダム本体のコンクリート量を大幅に削減して、ダム本体工事費を縮減

2007 年 12 月に関東地方整備局は八ッ場ダム本体の工事費を大幅に削減する計画変更を示した。基礎岩盤が良好であるので、その掘削深さを 15mも浅くできるとして、ダム堤の高さを 131mから 115mに小さくし、基礎掘削量を 149 万㎥から 68 万㎥へ、ダム本体のコンクリート量を 160 万㎥から 91 万㎥へと、大幅に縮小することになった。これによって、ダム本体の工事費（貯水池護岸、仮設備の費用を除く）は 613 億円から 429 億円へ縮減された。総事業費 4600 億円に占める割合は 9%となり、一割を切ることになった。

○ ダムサイトの岩盤は熱水変質帯、高透水帯が分布し、無数の亀裂が走っている。

基礎岩盤が良好であることについて、国交省は人が入れるほどの大きさの横坑（トンネル）を三本掘ったところ、トンネルを支える骨組みが必要ないほど頑丈な岩盤であったことを強調している。しかし、国交省が委託で行った数多くのダムサイト地質調査報告書を見ると、割れ目、亀裂が無数に走っていて、高透水帯が大きく広がり、さらに熱水変質帯も全体的に分布しているから、横坑調査の数を増やしていけば、基礎岩盤の良否の判断が良好とはいえなくなる可能性が高い。3本の横坑調査の結果は基礎岩盤には良好な部分もあることを示しているに過ぎない。

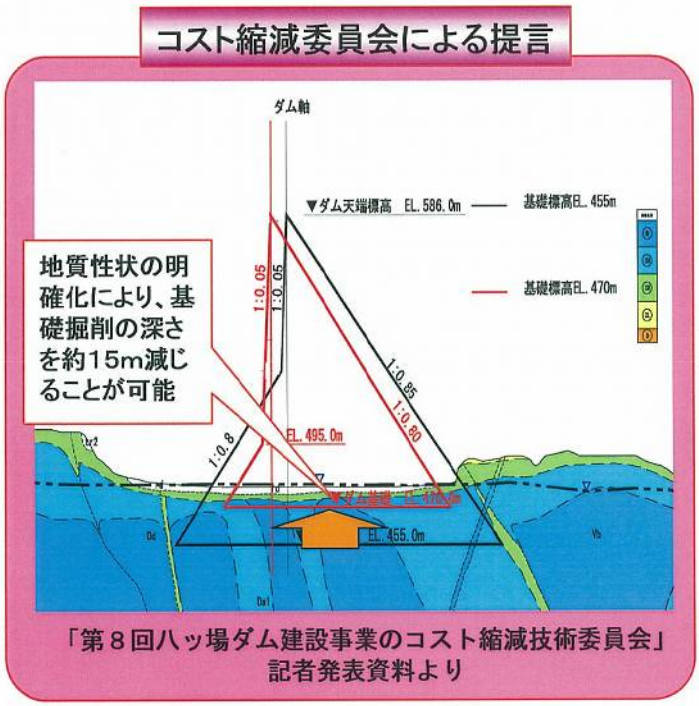

ダムサイト予定地はもともと地質の脆弱性が強く指摘されてきたところであって、前の設計でもダムの安全性を確保できるかどうか疑問であったにもかかわらず、わずかな本数の横坑調査の結果だけで、基礎岩盤の掘削量、本体のコンクリート量を大幅に減らしてしまうのはあまりにも危険である。

6 自然への多大な影響

○ 美しい吾妻渓谷が失われる

関東の耶馬渓と言われる吾妻渓谷はいつの季節に訪れても美しい渓谷である。とりわけ春は新緑、秋は紅葉が映え、冬も幽玄たる趣がある。八ッ場ダムができると、吾妻渓谷の上流部1/4がダム本体工事によって破壊され、ダム湖に水没してしまう。この上流部1/4も失ってはならない素晴らしい渓谷である。水没予定の滝見橋からの渓谷の眺望は脳裏に焼きつく美しさがある。川原湯温泉駅から歩いてきた観光客がまず見とれるのがこの渓谷美である。それが永遠に失われてしまう。

さらに、破壊と水没を免れる吾妻渓谷の中下流部も、ダム完成後は現状の姿がそのまま維持されるのではない。八ッ場ダムの目的として洪水調節があるので、ダムより下流は洪水が流下する頻度が激減する。しかし、時折来る洪水が吾妻渓谷の美しさを維持する上で重要な役割を果たしている。吾妻渓谷の魅力は奇岩怪岩が並ぶ、その岩肌の美しさにある。岩肌の美しさは時折来る洪水によってその表面が洗われて維持されているから、ダムが洪水を貯留するようになると、様相が大きく変わる。

同じ利根川の支流・神流川に 1968 年に完成した下久保ダムがある。その直下流には三波石峡というかつては美しい渓谷があったが、ダム完成後は岩肌をコケが覆い、草木が茂って無残な姿になっている。吾妻渓谷が同じ運命をたどることが予想される。

○ 希少動植物の喪失

八ッ場ダム予定地では様々な希少動植物が生息生育している。国交省の報告書でも、クマタカの繁殖が確認されているほか、県のレッドデータブックなどに「絶滅の恐れのある野生生物」として掲載されている動物類 189 種、植物類 31 科 51 種が確認されている（朝日新聞群馬版 2010 年3月 26 日）。動物類では哺乳類のイタチや昆虫類のムカシトンボ、ゲンジボタル、ミヤマシジミ、両生類のシュレーゲルアオガエル、植物類ではアギナシやナガミノツルキケマンなどである。

国交省は生息生育が困難になる希少動植物については、動物は人工的な生息環境の整備で、植物は移植や種子の採取で対応するとしているが、そのような小手先のことで希少動植物を守れるということにはならない。希少動植物はそれらの生息生育を維持してきた豊かな自然環境のメルクマールなのであって、希少動植物の人工的な延命措置は決してその自然環境を破壊する代償になるものではない。

○ 若山牧水が愛した渓谷美

大正時代に吾妻渓谷を訪れた歌人、若山牧水は「この寂びと深みとを湛へて永久に茂つてゐて呉れることを心から祈る」と記した紀行文を残している。

牧水が愛したのは、吾妻渓谷とそれを挟む深い森林、かけがえのない周辺の自然である。もし牧水が今のダム予定地を訪れたならば、どのような気持ちを抱くであろうか。八ッ場ダムの関連工事による周辺の自然の改変は凄まじく、牧水は祈りが届かないことへの深い悲しみと強い憤りを持つに違いない。

7　地元住民の生活再建の暗雲

（1）旅館その他の店は営業を続けていくことができるのか。

川原湯温泉街の旅館数はかつては 20 軒程度あったが、現在は 5 軒になっており、飲食店や土産屋などの店も激減した。八ッ場ダムが完成するのは早くて 2019 年度で、今から 7 年以上先のことである。ダム湖観光が当てになるかどうかはさておき、それまで 7 年以上になる工事の喧騒の中で地元の人たちは営業を続けていくことができるのだろうか。

（2）配湯施設や地域振興施設の維持管理費の問題

配湯施設の設置はダム事業の補償で行われるが、その維持管理費（年間 2,000 万円程度）はいずれは地元負担になるとされている。また、川原湯地区に木造平屋建て約 825 平方㍍の地域振興施設が設置されることになっているが、その維持管理に 2,000 万円を超える地元負担が必要とされている。移転後の数少ない旅館と店でこれらの費用を負担し続けることができるのだろうか。

（3）観光資源の問題―八ッ場ダム湖は観光資源にならない

○　観光シーズンの夏期には水位が 28 メートル以上も低下

夏期は洪水期になるので、洪水調節のため、6月後半から水位を下げ、7～9月は水位が満水位から 28 メートルも低下した状態になる。渇水になれば、その補給のため、水位はもっと下がる（最大で満水位から 47 メートル下）。10 月になっても雨の降り方が少なければ水位が下がった状態が続く。満々と水をたたえたダム湖ではない。

○　水質の悪化

八ッ場ダム予定地の上流域には数万人が住み、草津温泉、万座温泉などの観光地に数多くの観光客が訪れる。また、北軽井沢等で約6千頭の牛が飼育され、嬬恋の広大なキャベツ畑などがあるので、多量の栄養塩類がダム湖に流れ込むことになる。このため、ダム湖は浮遊性藻類の異常増殖が進行し、水質が悪化する可能性が高い。

（4）代替地の安全性への不安が続く

○　川原湯地区打越代替地　　超高盛土造成地の不安

打越代替地の盛土は深さが数十mにも及ぶ、民間宅地造成では例のない超高盛土である。八ッ場ダムの検証で代替地の安全対策（約 40 億円）が追加されることになったが、大地震時など、最悪の場合を想定した安定計算はされておらず、超高盛土造成地の不安を解消するものにはなっていない。

○　川原湯地区上湯原代替地　　未固結で透水性の高い地層が十数mも

上湯原地区は崖錘堆積物層が十数mもある。この地層は風化して剥離した岩屑(がんせつ)が落下し堆積してつくられた地層で　未固結であるため透水性が高いことから、地すべりや土石流を起こしやすい。上湯原地区は地層が脆弱であるため、かつてはこの地に人家が建つことはあまりなかったとされている。ダムができれば、貯水池から水が浸透してくるため、地層の脆弱さが顕在化する危険性がある。追加の代替地安全対策では地すべり等の危険性は解消されていないと、専門家は指摘している。

八ッ場ダムの工期延長と事業費増額は必至―基本計画の変更は可能か？

１ 八ッ場ダムの工期延長

ア 本体工事着手後７年かかると国交大臣が答弁

現在の基本計画では 2015 年度末完成であるが、2012 年 2 月 2 日の衆議院予算委員会で、前田武志国交大臣は「本体に着工してから、7 年で完成すると想定されている」と答弁している。本体工事予算の執行は利根川水系河川整備計画の策定後であるから、仮に整備計画が来年度中に策定され、八ッ場ダムを位置付けたとしても、完成は 2019 年度になる。

イ 工期の遅れの原因は付替鉄道の工事の遅れ。新駅付近の用地買収が難航すれば、さらに先に

付替鉄道は政権交代後も従前どおりの工事を継続してきた。計画では 2011 年3月末完成予定であったが、川原湯温泉新駅付近の用地買収が難航し、いまだに完成せず、用地買収の目処が立っていない。付替鉄道が完成して、ダム本体予定地を通過する現鉄道を廃止しないと、ダム本体の本格的な工事を始めることができない。

ウ 試験湛水中に地すべりが発生すれば、工期がさらに延長

八ッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、試験湛水を始めれば、国交省が示した追加対策だけでは地すべりが頻発し、工期がさらに延長される可能性が十分にある。

２ 八ッ場ダムの事業費増額

ア 現在の計画　八ッ場ダム建設事業の事業費 4,600 億円

（水源地域整備事業と水源地域対策基金事業も含めると、5,800～5,900 億円）

イ 八ッ場ダムの検証で事業費の増額が明確に

関東地方整備局の事業費の試算結果で明らかになったこと(ダム事業を再開した場合の増額)

- 工期中断・延長に伴う増額－物価変動等による減額　33.6 億円
- 安全対策のための増額※
  - ① 追加的な地すべり対策の点検による増額　109.7 億円
  - ② 代替地の安全対策の点検による増額　39.5 億円
- 代替地の整備費用の大半の負担※※　約 100 億円

計　約 280 億円

※安全対策のための増額：１年程度の点検によるものであるので、地質ボーリング調査などに基づく本格的な点検を行えば、さらに増額されることが予想される。

※※代替地の整備費用（現在は事業費の枠外になっている）：八ッ場ダムの場合は山の斜面への造成など、地形条件の悪い中で代替地を無理してつくっているので、造成費用がきわめて高額になっている。分譲収益ではとても足りず、造成費用の大半は事業費に上乗せされると予想される。

以上の他に東電への減電補償が 150～200 億円以上になるので、それによる増額もある。関東地方整備局による減電量の試算は事業費増額を打ち消すための恣意的なものである。

３ 下流都県は工期延長と事業費増額に同意できるのか？

関係都県は八ッ場ダム建設事業の事業費 4,600 億円、2015 年度末完成という約束のもとに事業費増額と工期延長の基本計画変更(2001、2004、2008 年度)に同意してきた。今後の事業費再増額と工期再延長を関係都県は受け入れることができるのだろうか？

八ッ場ダムの検証の中で開催された「八ッ場ダム検討の場」及びその幹事会で、関係都県は事業費増額と工期延長に対して拒絶反応を示し、現在の基本計画の遵守を国に執拗に求めてきたから、基本計画の変更は容易なことではない。

八ッ場ダムは事業を再開しても混沌たる状況になっていくことが予想される。

八ッ場ダムの建設再開を阻止するために
利根川水系河川整備計画の民主的な策定を！

1 八ッ場ダムの本体工事費執行の条件

（1） 官房長官の裁定と野田首相の言明

昨年 12 月 29 日、野田佳彦首相は民主党の「税制調査会と社会保障と税の一体改革調査会」の合同総会で藤村修官房長官裁定の二条件（下記の枠内を参照）が八ッ場ダムの本体工事予算執行の条件であると言明した。

それを受けて、前田国土交通大臣は 1 月 6 日の記者会見で、次のように述べている。

「（問）その二項目が成立した段階で、予算を執行するということですか。

（答）そういうことになります。そういう裁定が示されたわけですから。」（前田大臣会見要旨）

以上の経過のとおり、官房長官裁定の次の二条件がクリアされるまで本体工事の予算執行は凍結されることになった。

① 利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証

② 「ダム中止後の生活再建支援法」の通常国会への提出

官房長官の裁定

1．現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。

2．ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。

3．八ッ場ダム本体工事については、上記の 2 点を踏まえ、判断する。

（2） ダム中止後の生活再建支援法

ダム中止後の生活再建支援法については、国交省は 2009 年 9 月の政権交代後、法案作成を国交大臣から指示されたにもかかわらず、サボタージュを続けてきた。ダム事業の推進を企図する国交省にとって、ダム中止後の受け皿になる生活再建支援法は成立を望まない法律であったからに他ならない。それゆえ、今国会に提出される「ダム中止後の生活再建支援法案」がダム予定地住民の真の生活再建に資するものになるかどうか、大いに懸念されるところである。

国交省が作成中の法案の概要を 2 月 15 日の熊本日日新聞が次のように伝えている。

国有地の無償譲与も ダム中止生活再建法案概要 （熊本日日新聞 2012 年 2 月 15 日）

川辺川ダムの水没予定地を抱える五木村をモデルに、ダム事業中止に伴う生活再建を支援する「ダム事業廃止特定地域振興特別措置法案」の概要が14日、分かった。

法案は水没予定地などを「特定地域」に指定し、国に買収された土地を都道府県や市町村に無償譲与するのが柱。五木村にとっては、更地となったままの水没予定地を独自計画で再利用できる可能性も出てくる。

国土交通省は今国会への提出を目指し、法案概要を22日にも民主党の国交部門会議に説明するとみられる。

国交省は概要に、予定地の都道府県などへの無償譲与のほか、(1)ダム関連の道路整備など必要な事業の継続(2)継続事業などの財源として、地方自治体の裁量で使える「社会資本整備総合交付金」などの活用ーを盛り込んだ。

民主党議連が提案した、ダム予定地から移住していない人への生活再建支援金支給は、「個人資産への措置は自然災害の被害を受けた場合に限られ、移転した人などとの不公平が生じる」として見送る方針。

生活再建法案をめぐっては、民主党議連が法案要綱を策定。要綱は、国がダム建設予定地を「特定地域」に指定し、都道府県が地域住民の意見を聴きながら振興計画をまとめるーなどが大枠で、国交省も踏襲する方向で調整する。

国交省は民主党部門会議の議論を踏まえ、財務省や総務省と調整し、今月末にも法案を取りまとめる。

生活再建法案の国会提出は、政府と民主党が昨年12月、群馬県の八ツ場[やんば]ダム建設再開の条件として合意。前田武志国交相が議連要綱を参考に、法案づくりを急ぐ考えを示していた。(原大祐)

2 利根川水系河川整備計画

(1)利根川水系河川整備計画が八ッ場ダムが治水面で必要な否かを定める

1997 年に河川法が改正され、各水系ごとに河川整備の長期的な目標を定める河川整備基本方針と、今後 20～30 年間に実施する河川整備の事業内容を定める河川整備計画を策定することになった。

河川整備計画は、洪水目標流量を設定して、それを達成するために必要な河川整備の内容を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

したがって、今後の利根川水系河川整備計画の策定作業の過程で、八ッ場ダムが利根川の治水対策として必要か否かがあらためて問われることになる。このように官房長官裁定の条件は八ッ場ダム事業の今後を決める上できわめて重要な意味を持っている。

(2)利根川水系河川整備計画の経過

利根川水系については河川整備基本方針は 2006 年 2 月に策定されたが、河川整備計画は河川法改正後 14 年以上も経過したにもかかわらず、いまだに策定されていない。八ッ場ダム建設事業は治水上の上位計画である利根川水系河川整備計画がなく、1997 年改正の河川法の趣旨を逸脱した状態のまま続行されてきている。

2006 年 11 月から利根川河川整備計画の策定作業が開始されたが、理由不明のまま、2008 年 5 月に中断されている。

当時は河川整備計画の原案もまだ提示されておらず、整備計画のメニュー(枠組み)のみが示され、それに対する意見募集、公聴会が行われた。

ア 有識者会議 (河川ごとに 5 つの会議を設置)

利根川・江戸川有識者会議、渡良瀬川有識者会議、霞ケ浦有識者会議、鬼怒川・小貝川有識者会議、中川・綾瀬川有識者会議

第 1 回 2006 年 11～12 月 個別に開催 (整備計画の基本的な考え方の説明と質疑)

第 2 回 2006 年 12 月 個別に開催 (第 1 回の意見への回答と質疑、今後の意見聴取の説明)

第 3 回　2007 年 2 月 26 日　合同会議　（パブコメ、公聴会、市区町村長の意見の紹介）
第4回　2008 年 5 月 23 日　合同会議　（出された意見に対する関東地方整備局の見解）
（次回は整備計画のたたき台を示すことになっていたが、開催されなかった）

イ　関係住民の意見聴取（整備計画原案をつくるための意見聴取）

① 公聴会　水系全体は1会場、ブロック別で 18 会場（2007 年 2 月 22 日～3 月 9 日）
公述人 119 人

② パブリックコメント 応募数　313 件（2007 年1月 10 日～2月9日）

（3）利根川水系河川整備計画の策定で関東地方整備局が約束したこと

「整備計画原案を示し、有識者会議、関係住民等の意見をきいて整備計画修正案をつくり、それを何回か実施して計画をつくる。」

第2回有識者会議で関東地方整備局は下記の議事録のとおり、「河川整備計画の原案作成前の段階で公聴会とパブリックコメントを行い、そのあと、出された意見に基づいて整備計画原案を作成して、再度、関係住民等から意見を聴いて原案を修正し、その修正原案について、再度意見を聴き、そういったことを何回か実施して河川整備計画案を取りまとめる」と言明した。

第2回利根川・江戸川有識者会議（2006 年 12 月 18 日）の議事録（4～5 ページ）

「事務局：髙橋河川計画課長
それから、河川整備計画の原案をそういった意見を踏まえてつくらせていただこうと思っておりまして、また、その河川整備計画の原案につきましては、全体の意見を取りまとめて整理させていただいた上で、その後の有識者会議になろうかと思いますが、そこの段階でお示しさせていただければと思っております。その段階におきまして、また関係住民の方々にもインターネット等での意見募集、それから公聴会、そういったものを開かせていただいて、再度意見をいただいて、また、その整備計画の原案を修正させていただく。で、また修正したものにつきましても、再度ご提示させていただいて、また学識の先生方、それから関係住民の方々からご意見をいただくと、そういったことを何回か実施させていただきまして河川整備の案を取りまとめていきたいと思っております。 」

3　関東地整の思惑による利根川水系河川整備計画の枠組みの変更

（1） 河川整備計画の枠組みの大きな変更

八ッ場ダムの検証で前提とした利根川水系河川整備計画の枠組みは、2006 年 11 月からの策定作業で示された河川整備計画のメニューと大きく変わっている。これは八ッ場ダム事業を位置づけしやすくするために、関東地方整備局の思惑で変更したものに他ならない。

ア　2006～08 年の策定作業で示された河川整備計画のメニュー（枠組み）

（流量は治水基準点の八斗島（群馬県伊勢崎市）の数字を示す。以下同じ）

治水安全度　1/50
・目標流量　　約 15,000 ㎥/秒（当時の委託調査報告書に記載）
・河道対応流量　　13,000 ㎥/秒（当時の局配布資料に記載）
・ダム等による洪水調節量　約 2,000 ㎥/秒

（洪水調節施設：既設ダム、八ッ場ダム、ダム事業再編〔注1〕、烏川河道内調節池）

〔注1〕ダム事業再編

① （八斗島に近い）下久保ダムの利水容量の一部を治水容量にし、その分、奥利根のダム群の利水容量を増やす。

② 奥利根ダム群の奈良俣ダムと藤原ダムとの間で利水容量と治水容量を交換する。

イ 八ッ場ダムの検証で前提となった河川整備計画の枠組み

治水安全度 1/70～1/80

・目標流量 17,000 ㎥/秒

・河道対応流量 14,000 ㎥/秒

・ダム等による洪水調節量 3,000 ㎥/秒

（洪水調節施設：既設ダム、八ッ場ダム、ダム事業再編〔注2〕、烏川河道内調節池）

〔注2〕ダム事業再編

アの当時のメニューと異なり、下久保ダムの容量振替がなくなり、②のみとなったため、ダム事業再編の治水効果はアよりかなり小さくなった。それにもかかわらず、ダム等による洪水調節量は逆に 2,000 ㎥/秒から 3,000 ㎥/秒に引き上げられている。

関東地方整備局は八ッ場ダムの検証では、治水安全度を 1/50 洪水から 1/70～1/80 洪水に、目標流量を約 15,000 ㎥/秒から 17,000 ㎥/秒に、さらにダム等による洪水調節量を約 2,000 ㎥/秒から 3,000 ㎥/秒に引き上げた。このことによって、八ッ場ダムの治水面での必要度を高める枠組みがつくられた。

すなわち、関東地整は八ッ場ダムのために河川整備計画の前提条件を変更したのである。

（2）洪水の実績と乖離した過大な目標洪水流量

八ッ場ダムの検証で関東地方整備局が設定した河川整備計画相当の目標流量 17,000 ㎥/秒は右図のとおり、八斗島地点の洪水流量の実績と比べると、著しく過大である。利根川の最近 60 年間の最大流量は 1998 年の 9,220 ㎥/秒〔注〕であり、17,000 ㎥/秒はその 1.8 倍にもなる。

〔注〕国交省によれば、ダム調節量を加算すると，9,960 ㎥/秒である。

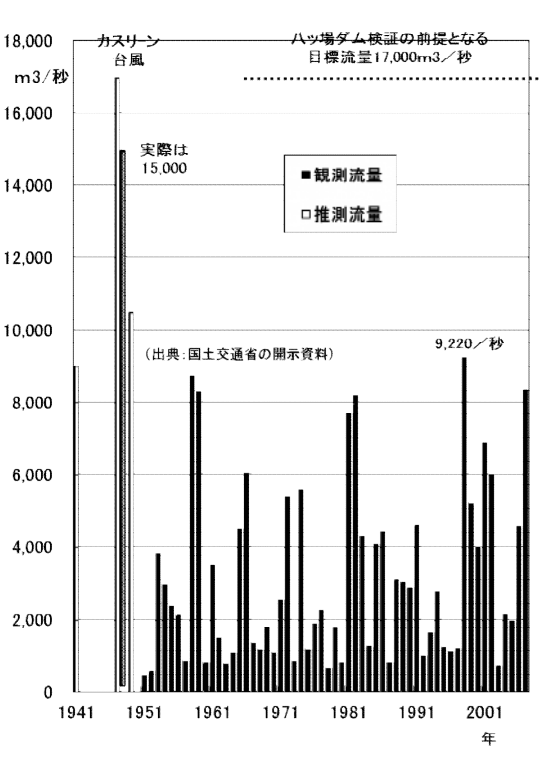

利根川水系河川整備計画の洪水目標流量（八斗島地点）を、関東地方整備局が 2006～2008 年の策定作業で示した毎秒 15,000 ㎥程度の数字にすれば、今回示された八ッ場ダムの効果（きわめて過大に算定）を前提としても、八ッ場ダムは不要となる。

また、八ッ場ダムの検証では八ッ場ダム案が有利になるように八ッ場ダムの治水効果も大きく引き上げられた。下記の表は 2006～2008 年の策定作業時の裏付け資料となった関東地方整備局の委託調査報告書の数字と、今回の八ッ場ダム検証報告の数

字を比較したものである。両者の数字が大きく異なっており、八ッ場ダムの検証では八ッ場ダムが最有力案になるように数字の変更が行われたことを示している。

関東地方整備局による利根川・八斗島地点の計算結果

		ダムなしの流量（㎥／秒）	河道分担量（㎥／秒）	洪水調節量（㎥／秒）			
				既設ダム	八ッ場ダム	ダム再編	烏川調節池
2007年度委託報告書	21洪水の引き伸ばし計算の平均	14,759	12,671	918	500	500	170
今回の検証報告書	8洪水の引き伸ばし計算の平均	17,000	12,961	2,450	1,176	166	246
〔注〕ダム再編事業の計画内容は2007年度時点と今回の時点では異なっている。							

4　利根川水系河川整備計画の策定に向けて

国交省は八ッ場ダム本体工事予算を早く執行するため、形だけの手順を踏み、最短の期間で利根川水系河川整備計画を策定しようとすることが予想される。

しかし、河川法改正の本旨および 2006 年 11 月からの策定作業の経過を踏まえれば、形だけの手順で利根川河川整備計画を策定することは、断じて認められるべきではない。利根川は流域面積が日本最大の河川であるから、その河川整備計画の策定は本来必要な手順を踏めば、数年以上の年月を要するものである。

これからの利根川水系河川整備計画の策定に対し、次のことに取り組み、民主的な策定を求める中で「ダムによらない治水・利水のあり方」を徹底的に追求していくことが必要である。

利根川河川整備計画は治水面での八ッ場ダムの上位計画であるので、そのことによって、八ッ場ダムの是非があらためて問われることになる。

（1） 関係住民の意見を反映させる方法の確立

① 2006 年 12 月に関東地方整備局が言明した「整備計画原案を示し、有識者会議、関係住民等の意見をきいて整備計画修正案をつくり、それを何回か実施して計画をつくる。」をきちんと実施させ、形だけの 1 回限りの公聴会で終わらせないようにする。

② 1997 年河川法改正の国会答弁[参考1]「（関係住民の意見を）言いっ放し、聞きっ放しというのでは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」に沿って、関係住民の意見を確実に反映できる方法の実施を求める。

③ 具体的には、淀川水系流域委員会の提言により実施された「公聴会を円卓方式の『対話集会』もしくは『対話討論会』[参考2]とし、河川管理者と流域住民などとが公開で討議、討論を行う」方式の実施を求める。

（2） 利根川の有識者会議の民主的な委員選定と運営

淀川水系流域委員会の方式[参考3]を基本として、利根川の五つの有識者会議について次の改善を求める。

① 現在の有識者会議の委員は、専ら関東地方整備局が選定したものであるので、改めて

民主的に委員を選定し直す。

② 有識者会議は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開する。一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。

③ 多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取する。

④ 事務局は、河川管理者と一線を画し、有識者会議委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

（3）ゼロからの河川整備計画の策定作業

2006 年～08 年当時の策定作業開始時に示された利根川水系河川整備計画のメニューと、八ッ場ダム事業の検証で前提とした整備計画の枠組みは大きく変わっている。2007 年の公聴会やパブコメは当時のメニューに対して行われたものであり、その内容が大きく変わっているのであるから、当時の公聴会、パブコメもやり直さなければならない。すなわち、利根川水系河川整備計画の策定作業はゼロからスタートさせなければならない。

【参考１】 関係住民の意見反映は国会の質疑で約束されたこと

1997 年の河川法改正に当たり、関係住民の意見反映について当時の尾田栄章河川局長は下記の議事録のとおり、国会の質疑で「（関係住民の意見を）言いっ放し、聞きっ放しというのでは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」と答弁しており、河川管理者は河川整備計画に関係住民の意見を反映させる責務がある。

衆議院建設委員会-12 号 平成 09 年 5 月 9 日

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、言いっ放し、聞きっ放しというのでは全く意味がないというふうに考えておりまして、具体の河川整備計画の案を策定する段階で、十二分に案を策定するために、案の案、原案の案、そういう意味では原案でございますが、これを御提示をいたしまして、それについて御意見をいただく、その上で必要なものについては修正をするという形で考えておりますので、まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。 」

【参考２】 淀川水系河川整備計画の策定における住民参加

淀川水系流域委員会は、1997 年の河川法改正の本旨「河川整備計画への関係住民の意見反映」を具体化する方法を検討し、次の提言を行った。この提言に沿った取り組みもされてきた。

ア 淀川水系流域委員会「住民参加部会」の提言 2003 年4月 21 日
「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」

（2）対話集会もしくは対話討論会（ワークショップ等）の考え方

この公聴会は円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」とし、河川管理者と参加住

民、住民組織、地域組織などとが委員会と同様に公開で討議、討論を行い、議事録などは全て公開されるべきである。もちろん一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。この円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」は、関係住民と行政および住民相互の意見交換の場であり、進行・促進の役割を担う人物（いわゆるファシリテータ）を置いて行うことが望ましい。この進行・促進役は、河川管理者、関係住民等から中立の立場にあり、信頼・信望があり、また、決断力、とりまとめ能力に優れた有能な人材が求められる。

【参考3】　淀川水系流域委員会の民主的な委員選定と運営

淀川水系の流域委員会（学識経験者の意見を聴く場）は人選から運営まできわめて民主的に行われた。

淀川水系流域委員会の設置に当たって、準備会議を発足させ、準備会議が下記のとおり、委員候補の選定を行い、委員会の運営の方向性を示した。

「淀川水系流域委員会のあり方について」答申　　平成13年1月11日
淀川水系流域委員会準備会議

はじめに

○淀川水系流域委員会委員候補の選定

・委員候補のリスト作成にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、公募を行った。

・学識経験者の範囲として、大学の教員、研究所の研究員といった従来型の範囲に加え、地域の特性に詳しい者を新たに加えた。

・改正河川法の趣旨を踏まえ、河川事業に関わる専門の範囲を従来よりも幅広くとらえ、治水、利水、環境の分野から選定した。

・広く国民的な議論を行うために、経済、法律を専門とする者、マスコミの経験者等も選定した。

○住民意見の聴取方針

・住民の意見が寄せられるのを待つだけではなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することとする。

・多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取することとする。

○庶務

・河川管理者と一線を画し、流域委員会委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

3．淀川水系流域委員会の公開方法

（1）基本方針

流域委員会は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開することとする。

河川ムラに蝕まれてきたダム予定地

八ッ場ダム予定地は群馬県の西北部に位置する吾妻郡長野原町にあり、長野県軽井沢町と県境を接している。利根川支流の吾妻川は町の北部を東西に流れ、東端に国の名勝・吾妻渓谷がある。八ッ場ダムのダムサイト予定地はこの渓谷にあり、長野原町の東部五大字（川原畑・川原湯・林・横壁・長野原）が水没予定地とされている。

１．　“政”の支配　～地元の反対闘争と大物政治家の政争～

ダム予定地を抱える選挙区（旧群馬三区）から 3 人の総理大臣を輩出。

・福田赳夫元首相（首相在任 1976 年～1978 年）・・・当初よりダム推進
「ダムは（昭和）42 年度ごろに着工、44 年度ごろには完成させたい」（1965 年）
県議会の福田派（吾妻選出の山本富雄県議ら）と連携―「ダム計画＝地域開発」
桜井武長野原町長（1954 年～1974 年）―福田後援会の吾妻連合会長
川原湯旅館主（萩原好夫氏）との繋がり―大火（1951 年）後の復興援助

・中曽根康弘元首相（首相在任 1982 年～1987 年）・・・慎重→ダム推進
福田氏と熾烈な選挙戦（“上州戦争”）を闘う。県議会の勢力も二分。
1969 年、中曽根派の働きかけで反対期成同盟幹部ら 102 名、自民党へ集団入党。
期成同盟委員長の樋田氏が長野原町長の時代（1974 年～1990 年）、ダム関連事業（主に道路）を期待した県内情勢の中で水没予定地は孤立し、生活再建を条件にダム受け入れ。中曽根政権の下で八ッ場ダムの基本計画が告示される。

・小渕恵三元首相（首相在任 1998 年～99 年）・・・ダム関連事業を推進
1994 年の小選挙区制（群馬五区）への移行で選挙区唯一の衆院議員に。
後援会には八ッ場ダム事業を受注する中小土建業者が多い。
小渕優子衆院議員（八ッ場ダムの付け替え国道を含む上信自動車道の建設促進期成同盟会会長）が引き継いだ後援会には、ダム予定地の有力者らも所属。

・その他
山口鶴男元衆院議員（旧群馬三区、元社会党書記長、衆院 11 期）　ダム反対
角田義一元参院副議長（1968 年、弁護士として反対期成同盟の一坪運動に協力）
佐田玄一郎衆院議員（自民党、佐田建設は八ッ場ダム事業の受注企業）ダム推進
上野公成元参院議員（元建設官僚、自民党福田派、1992～2004 年）ダム推進
上野宏史参院議員（みんなの党、2010 年～、義父の後援会を引き継ぐ）ダム推進

２．　“官”の支配　　～現地事務所と「生活再建」～

「強行突破」と「既成事実の積み重ね」

地域支配の拠点―現地の出先機関→→→ ダム予定地域を植民地化

現地事務所と住民との関わり―補償問題、関連事業の受注、雇用→地域経済を支配

八ッ場ダムの「生活再建関連事業」と切り離せない住民の生活設計、町の運営

60 億円規模の町財政のおよそ半額がダム関連。町民の約 2 割がダム関連の仕事。

1952 年　建設省、長野原町にダムの調査を通知。→水質問題で調査は一旦休止へ

1965 年　建設省、長野原町にダム計画を伝える。

1967年　建設省、ダム賛成派住民の自宅に現地事務所を開設。実施計画調査開始。

1968年　建設省､土地収用法に基づく立入り調査通告｡住民の実力阻止で作業中断。

1970 年　八ッ場ダム事業、調査段階から建設段階に移行。

1973 年　水源地域対策特別措置法（水特法）の公布。

1975年　建設省関東地方建設局と東京都、埼玉県、千葉県、茨城県は八ッ場ダム建設促進協議会を立ち上げ。

1976 年　八ッ場ダム計画を組み込んだフルプラン（利根川・荒川水系水資源開発基本計画)､地元の反対を無視して決定｡利根川･荒川水源地域対策基金設立。

1985年　群馬県と長野原町、生活再建についての覚書締結。

1987 年　長野原町と吾妻町（現・東吾妻町)、建設省と現地調査に関する協定調印。

1992 年　建設省､群馬県､長野原町は八ッ場ダム建設事業に係る基本協定等を締結。

1993年　群馬県、出先機関として八ッ場ダム水源地域対策事務所を設置。

1994年　建設省、関連工事に着手。

1999 年　「水没関係五地区連合補償交渉委員会」（萩原昭朗委員長）が設置される。

2001年　補償基準の調印。

八ッ場ダム完成を2000年度から2010年度に延長する第一回基本計画変更。

2004年　八ッ場ダム事業費を 2110 億円から 4600 億円に増額する第二回計画変更。

2008年　八ッ場ダム完成を 2015 年度に延長する第三回計画変更。

2009 年　「八ッ場ダム推進吾妻住民協議会」（萩原昭朗委員長）発足。発起人は自民党の国会議員、県会議員ら。（9 月 10 日）→目標は政権奪還

民主党政権の前原誠司国交大臣、八ッ場ダム中止を表明。（9 月 17 日）

2011 年 12 月 22 日　「八ッ場ダム建設再開」の報告に訪れた前田武志国交大臣を“地元民”が万歳三唱で出迎えた映像がテレビを通して全国に流れる。

“地元民”とは・・・「八ッ場ダム推進吾妻住民協議会」に所属する地元役員、群馬県知事、群馬県県土整備部長（国交省より出向)、上野宏史参院議員（みんなの党)、群馬県議（自民党)、長野原町長、東吾妻町長（コンクリート会社社長)、町議会関係者など

A　ダム計画の押しつけ・・・一方的な通告、正式な通知なしに調査

2009 年の前原大臣の「ダム中止」表明も一方的な押しつけだと地元から非難の声があがったが、その後の経過は大きく異なった。自民党政権下では、大臣は地元に説明には行かず、地元民らが建設省に押しかけても面談は叶わなかった。

1952 年 5 月 16 日　建設省は、八ッ場ダム調査について長野原町長あて通知した。
（群馬県企画部調整課「八ッ場ダム経過概要」）

「奥上州吾妻渓谷の将来のために必要な調査をする、と言って建設省の職員が来た。河川改修のための調査とも、開発のための根本的な調査とも言い、河川敷に調査隊の姿が見えるようになった。」（豊田嘉男著「湖底の蒼穹」）

1959 年、八ッ場ダムの予備調査を開始（建設省関東地方整備局「八ッ場ダム計画に関連する諸問題について」　・・・地元に公式通知なし
（この間、地元町長、有力者らへの根回し）→分断と切り崩し
1965 年 3 月 10 日　群馬県の企業局長(建設省から出向)が公式に「長野原町長に対し、ダム計画の説明を行った。」（群馬県企画部調整課「八ッ場ダム経過概要」）

B　既成事実作り・・・調査を先行させ、地元でダム計画をアピールして地元民に心理的な圧力をかけ、枠組み（法律、生活再建計画等）を用意してダム計画に反対する手がかりを奪っていった。

C　分断と切り崩し

《地元の住民組織》
○反対期成同盟（1965 年～1992 年、初代委員長：樋田富治郎）　反対
○対策委員会（1965 年～、初代委員長：岩佐武彦）　条件付き賛成
○総合対策連盟（1968 年～、初代委員長：萩原好夫）　条件付き賛成
・・
○水没関係五地区対策委員会（1986 年～）　ダム受け入れ→推進

D　責任の所在が曖昧

国と群馬県、下流都県の関係
生活再建事業・・・代替地計画と地域振興策
群馬県の生活再建案（1980 年）、建設省の地域居住計画（1990 年）
ダム事業と水特法事業・・・国と関係都県が負担、国と群馬県が予算執行
基金事業・・・群馬県が予算執行、東京都・埼玉県・千葉県・茨城県・群馬県が負担

「八ッ場ダムの歴史を伝える資料」

サンケイ新聞 昭和41年7月29日

"あくまで計画に反対"

八ツ場ダム反対期成同盟 大挙、建設省へ陳情

建設省前で"反対"の歌を合唱して気勢をあげる長野原町ダム建設反対期成同盟の住民たち

八ツ場ダム建設に反対する吾妻郡長野原町の川原湯、林、川原畑三地区民で結成した反対期成同盟会の住民三百人は桜井武町長を先頭に二十八日、国会、建設省などへ押しかけ建設反対の陳情を行なった。

一行は四台のバスに分乗、夜どおしの強行軍にも疲れを見せず午前七時三十分、まず"オラガ国の大臣"福田赳夫蔵相の私邸（東京・世田谷）を訪問、三十分にわたり絶対反対の地元民の意向を訴えた。

このあと、国会に回り、中曽根康弘代議士ら地元選出の国会議員にも協力を要望したのち午前十一時三十分、建設省へ―。

瀬戸山三男建設相には会えなかったが、代表十人が地元選出の伊藤顕道参院議員、小渕恵三衆院議員などをまじえ、古賀雷四郎河川局長に会見した。席上、地元代表は①家屋、田畑が犠牲となるダム計画にはあくまで反対②予定地を変更、われわれの生活をおびやかさなければ反対はしない③このままではこどもの進学や営農方針が立たず、毎日が不安だ―など三点を中心に住民の考えを訴えた。

これにたいし古賀局長は①地元民を無視した計画は進めない②まだ計画そのものが実施の段階まできていないし、補正予算に調査費を要求するつもりはない③ただ利根川の治水のため貯水ダムは必要との方針には変わりはない―と答えた。

会見のあと一行は建設省前で「八ッ場ダム絶対反対の歌」を合唱やバンザイ三唱で気勢をあげ、さらに関東地方建設局にもまわって陳情して帰郷した。

44.6.7 上毛新聞

生活再建相談所（八場ダム）

落書き 建設省は告訴の構え

建設省八場ダム調査事務所（西敏資所長）は五日、水没予定地内の吾妻郡長野原町川原湯の国鉄駅前に、生活再建相談所を建設したが、六日早朝、同相談所の建て物正面と立て看板に悪質な落書きがされた。

このため、同事務所では告訴の準備をすすめており、長野原署でも告訴を待って建造物不法侵入、器物損傷の疑いで調べを始める。

この相談所は五日早朝から抜き打ちに建設されたプレハブの簡単な建て物で、国道側の壁いっぱいに黒ペンキで「建設省カエレ」「八場ダム反対」「スグ出テイケ」と書かれ、生活再建相談所の立て看板は、黒ペンキでぬりつぶされ「生活ハカイ所」と書き換えられた。

近くの住民の話では朝三時ごろみたときには、落書きはなかったと話しており、その直後自動車が一台停車した音をきいている人もあり、これが犯行に関係あると思われる。

犯人が地元反対派住民ではなく外部の犯行という見方が強いが、反対派の硬化は相談所開設で強まっており、きょう七日朝九時から相談所が開設されるが、同事務所の今後の調査は苦しくなりそうだ。

西調査事務所長の話 地元の人がやったとは思えない。いずれにしても落書き程度でストレスが解消されるなら安いものです。

黒々と書かれた落書き

お祝の引物に 甘納豆 三文字屋 高崎連雀町 電話

上毛新聞 昭和44年6月13日 (金曜日)

「赤旗」記事の複写

チラシ配布は名誉棄損

八場ダム問題 福田蔵相が告訴

福田赳夫蔵相は十二日、入沢武右門顧問弁護士（東京都渋谷区鶯ケ谷二ノ二二ノ九）を通じ「五月二十一日から六月上旬にかけて福田蔵相の選挙区になっている本県三区一帯に配られた新聞の折り込みチラシは五月四日付け赤旗日曜版に掲載された記事をそっくり複写したもので、蔵相をひぼうしているチラシを配ったのは名誉棄損である」と県警本部に告訴した。

福田蔵相

このチラシは記事の内容として「自民党次期総裁選出馬の軍資金？」「福田蔵相・群馬のダム建設をめぐる疑惑」などと大きな見出しがついている。

チラシの書き出しは「八ツ場（やんば）ダムの建設工事は、入札まえから工事に当たる建設会社が選でひそかにきまっているそうだ。福田さん（福田赳夫蔵相＝地元の群馬三区選出）の息のかかった会社で、福田さんはそのお礼として建設費二百億円の一割をもらい、来年の自民党総裁選の費用にするとのことだ」ではじまり、福田氏直系の町長、町議がダム建設計画の発表前から土地を買いあさり、建設会社はダムサイト予定地周辺の土地を買い占めている、という内容のものが書かれている。

このほか、ある地元民の話として、某町議が草津温泉にホテルを建設するさい、当時大蔵大臣をしていた福田氏の口ききで日本開発銀行から融資を受け、そのお礼として三百万円の政治献金をしているという意味の記事も掲載している。

"配布"されたチラシ

県警本部は福田蔵相の告訴を受理、チラシがどういう意図で配られ、配布元はどこかなどの捜査をはじめた。

入沢弁護士の話 チラシのもとになっているのは五月四日付け「赤旗」日曜版にまちがいない。このチラシはだれが、どこで、どうやって配ったのかわからないが、福田蔵相をひぼうしたチラシを不特定多数の人に配ったことは名誉を傷つけるものなので名誉棄損で訴えた。「赤旗」についてはなにもいえない。

西川県警本部長の話 きょう十二日「赤旗」の写しを写真にして県内に配られたとの告訴があった。これから必要な捜査を進める。

1967年 9月2日（土曜日） 読売新聞

現地に調査所開設

「八ッ場ダム」で建設省

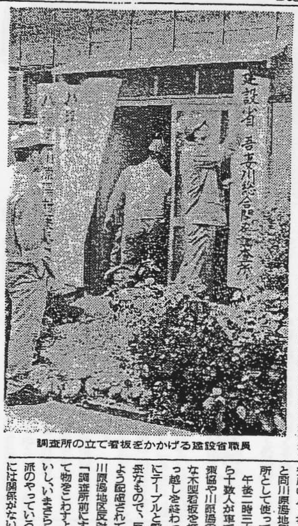

調査所の立て看板をかかげる建設省職員

建設省は一日、吾妻郡長野原町川原湯に八ッ場ダム建設のための「吾妻川総合開発調査所」（梅津光五郎所長）を開設、賛否両論に二分された地元に拠点を設けて建設への地固めをはじめた。

同省利根川ダム統合管理事務所佐野総務課長の説明によると、この調査所は一、二か月間の仮事務所で、この後は本調査事務所を開設し県などの了解を得てから早急に立ち入り測量の意示を行ないたいという。梅津所長以下五人の職員が泊まり込みで❶地元民との"静かな対話"❷調査本事務所前調査❸群大とタイアップして吾妻川支流の万座川、遅沢川の水質、ペーハー調査❹立ち入り測量のためのクイの準備などを行なう。

地元との対話について建設省側は当初"来るものは拒まず"という態度で臨むが、五人の職員が土地の事情に通じれば出向いて積極的に説得工作をするという。この調査所は国鉄長野原線川原湯駅前の国道沿いで、これまで条件付き賛成の八ッ場ダム連合対策協議会と同川原湯地区対策委員会が事務所として使っていたところ。

午後二時三十分ごろ、佐野所長ら十数人が車で乗りつけ、連合対策協や川原湯委の看板の隣に大きな木製看板を打ちつけただけで引っ越しを終わった。部屋は机数台にテーブルと電話だけという殺風景なもので、反対派を刺激しないよう配慮されていた。樋田富次郎川原湯地区反対期成同盟委員長は「調査所前にすわり込んだり、建て物をこわすようなことはできないし、いまさらしかたがない。賛成派のやっていることだからこちらには関係がない」と静観の態度。

昭和45年7月12日

上毛新聞

水源地法の立法化に難色

根本建設相が来県

八場、50年に完成

沼田ダム、むずかしい

（大臣寝言を云ふな）

根本建設相は十一日、建設省関東一都六県連合水防演習のため来県、演習第二会場の邑楽郡千代田村千代田中学校体育館で記者会見し、八場ダム、沼田ダムなど当面する水問題についてその考えを述べた。同相は「沼田ダムはつくりたいが、まだ検討中である」「八場ダムは治水、利水上から必要なので五十年までに完成させたい」と言明したが、大臣自ら八場を訪れて、問題解決に取り組む姿勢がないこともはっきりした。

記者会見する根本建設相

根本建設相はまず、本県など全国水源県が立法化運動をすすめている水源地域開発法案について次のようにこたえた。

「同法案は全国知事会から要望が出ているが、水資源開発に伴う総合開発といっても、各地域によって条件が違うので、法律で一律に規制するのはむずかしい。それよりも各地域地域について関係各省庁が密接な連絡をとりあって開発構想を立てることの方が望ましい」。

八場ダムについては「流水調整利水の両面から必要である。さきに発表した昭和五十年を目標とする"利根川水系における水資源開発基本計画"には、八場ダムの建設も含まれている。五十年までに完成するという基本的な考えは変えていないので、地元と折衝して予定どおり今秋には着工したい。いまのところ現地に行く考えはない」と述べた。

尾瀬の分水問題については「水は水源県のものではなく、国民のものだ。地域的、社会的な利益のために使うべきである。このような観点にたって、分水賛成、反対両派の合意点までもっていきたい」と答えをはかした。

最後に沼田ダムに触れ「建設したいが、ぼう大な費用と三千戸以上の移転などむずかしい問題をかかえているので、果たしてダム建設が可能かどうか、大きな犠牲を払ってまで建設しても、割りが合うのかどうか—などの点から検討している。関越道の基本計画で沼田ダムを考慮してない」と語った。

サンケイ 42年 9/1

"八ッ場ダムは絶対建設する"

44年着工を言明

建設省 賛成派のみの説明会

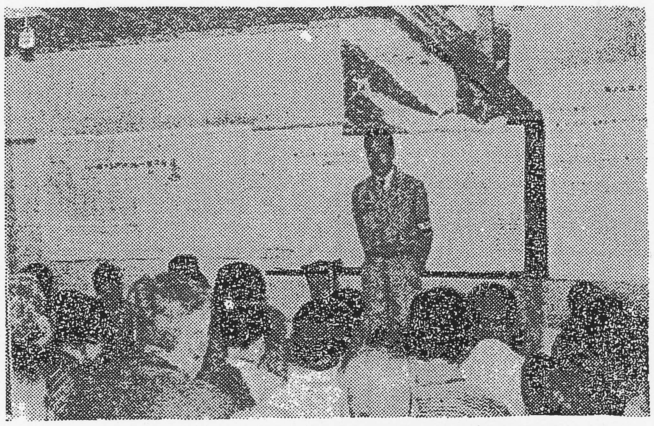

「この事業は絶対やりとげる」と説明会で強調する西川河川部長＝中央

建設省の八ッ場ダム計画現地説明会は三十一日午後一時から同三時三十分まで、吾妻郡長野原町川原畑の八ッ場ダム川原畑対策委員会事務所で開かれた。

ダム反対期成同盟会員が全員参加しなかったため、出席者は条件づき賛成派だけ約百人で、出席した関東地方建設局、西川喬河川部長の説明をきくだけにとどまり、たいした質問もでなかった。しかし西川部長は「調査やダム建設はぜったいにやめない。説明会を足がかりに反対派ともヒザつき合わせ、なっとくしたうえで進めて行く」と強調、これまでにない強い方針を打ち出したのをはじめ「建設に支障ある場合は土地収用法を適用するが、地元の協力を中心に四十四年に着工、四十七年には完成させる」と言明した。また現地の吾妻川は県知事の管理になっているが、これを建設大臣の直轄河川にひき上げたうえ、立ち入り調査の告示が行なわれる」と今後の過程が説明された。

会場がせまいため庭にテントをはり、外にあふれた関係者のためスピーカーで流したが、ダムの規模、目的など説明したあと西川部長は補償問題にもふれ「水没地を金で換算しない。みなさんの意見を参考に決める」とのべ、次の通り再建策を公約した。

①温泉源を確保、川原湯温泉を隣接地に移転して新しい温泉郷をつくる②農地は代替地を確保、国有林を払い下げ、工場なども誘致する③国道の対岸に周遊道路をつくり、両岸を橋で結ぶ④川原湯地区に学校と酪農工場を作る⑤国鉄

上毛新聞　昭和45年1月18日　（日曜日）

巨額の工費をねらう

大手業者が拠点作り

八場ダム　地元まいりもさかん

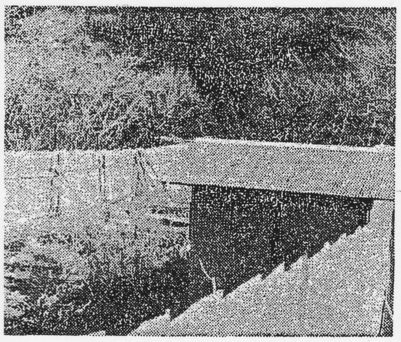

畑の中にポツンと建つ資材置き場

"二百億円"これは吾妻郡長野原町に建設が予定されている八場ダムの工事費である。この巨額の工費を"わが手に…"とダムサイト建設予定地の同郡吾妻町岩島地内にはダム建設請け負いを予想される大手建設会社の「資材置き場」が建ち並び、これら会社幹部の地元視察、建設省八場ダム調査事務所（西薮賢所長）訪問が目立っている。

長い闘争に明け暮れてきた地元反対期成同盟は今秋着工を宣言されたなかで、あいかわらずダム建設に背を向け、反対の意思のもとに集結している。

ダムサイト予定地の吾妻郡吾妻町岩島の国道一四五号線（沼田—長野原）ぞいに資材置き場を構えるのは大成建設、前田建設の二社。それに「建設予定地」の看板を立てているのが鹿島建設。

この三社は、ともにダムを一社で請け負える大手である。

ダム建設は規模の大きさ、期間の長さという点で土建業者の食指が動く。

「最近のダム工事を見ていると大きな会社が一社で進めるケースのほか大企業あるいは中企業数社が共同で工事を行なうことも多いようです。しかし、どこの社が請け負っても地元土建業者の手を借りないわけにはいかないでしょう」と西薮所長は語る。

この大手業者の拠点作りに呼応して地元業者の期待も大きい。西薮所長の語るように、どこの社が請け負っても地元の数社は"下請け"という形で工事に参加できる可能性は大きい。

拠点を持つ業者のうち長野原線電化工事を請け負っていたところもあるこの社は四十二年夏、工事終了したあと資材置き場を引き揚げず、あき家のまま二年半も居すわる辛抱強さ。

これら大手土建業者の"事前拠点"作りは激熱する請け負い合戦から生じた"経験からの知恵"だろう。

トタンなどで厳重にかこわれた資材置き場の中から背高のっぽの枯れ草が頭をもたげている。これに興味をおぼえ「どうなっているのだろう…」とのぞき込んだが一面枯れ草の海。枯れ草の中に二、三本の古材が横たわっていた。

このところ各社の地元まいりが盛んとなり、早くも"二百億円"をめぐる争奪戦の火ブタは切られた。

地元賛成、中立、反対各派住民の思惑とは別に、ここでもダムをめぐる思惑がぶつかり合っているようだ。

群馬讀賣

42年3月8日

水没予定地に幽霊小屋

ハッ場ダム

補償金目当てか

無届けで建築ラッシュ

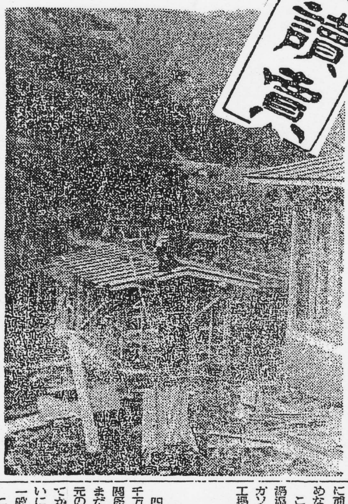

山の中の不便な場所に建設されるバンガロー＝長野原町で

吾妻川の渓谷美や川原湯温泉が湖底に沈む「八ッ場ダム」や上越線沼田駅が水没する「沼田ダム」は建設省が実施調査費を計上したことによって、実現へ一歩近づいた。ところが、さいきん反対、賛成の地元の紛糾をよそに、長野原町で補償金目当てと思われる建築物が、水没予定地に続々と建てられ、町当局を驚かせている。ほとんどが建て面積十平方㍍以下の丸太とトタンという掘っ立て小屋で、だれがつくったかわからない"幽霊小屋"。町役場では「生活上の必要からつくるのか、補償金目当てか、はっきり区別のつかないものもあるが、実態がつかめず困る」と頭をしかめており、沼田市でもこれと似た現象が現われている。

同町土木課がさいきん水没予定地域を調査したところ、この二年間で、新築された建て物は二十戸あまり、このほか、現在建築中のもの、増改築のものなどを合わせると、数十戸にのぼるとみられている。ほとんどが建て面積十平方㍍以下の丸太とトタンという掘っ立て小屋で、町役場には無届けのため、だれがつくったのか、さっぱりわからず、町でも「明らかに補償金目当てだが、実態がつかめない」と語っている。

これらの建て物の中には、川原湯温泉を中心にドライブ・イン、ガソリンスタンド、自動車修理工場、住宅など、目的がはっきりしたものもある。しかし、なかには温泉から二㌔も離れた吾妻川沿いのガケ下に、バンガロー八むねと共同炊事場一むねが建築中で、地元民は「水没するというのに、何のために建てているのだろう」と首をかしげている。

これらの建て主は、地元業者がほとんどで、地元以外のいわゆる"ダム屋"といわれる補償金目当てに乗り込んでくる人は少ない。町当局は「生活上の必要からつくるのか、ダム補償金目当てかをはっきり区別することは困難だが、それにしても建て方がいいかげんな掘っ立て小屋で、ふだんの建築という建築ブームは、補償金目当てとみるのが当然だ」といっている。

さらにダム賛成派の町民までが、家を建てたら、増改築に乗り出すという"異常現象"に首をかしげる人が多い。

思惑から新築ブーム　沼田

四十二年度国庫予算で調査費六千万円が見込まれている沼田ダム関係では、いわゆる"ダム屋"はまだ出現していない。しかし、地元の話では一昨年ダム問題が起きてから水没地区の国道十七号線沿いに新築の商店、ドライブ・イン、一般住宅が目立つようになった。

これらはいずれも恒久的な建築物で、ダム屋のバラック建てとは別だが、金をかけていればそれだけ補償額も上がることになり"国がやることだから損はさせないだろう"と思惑が新築ブームのもとになっている。

また沼田市の地価の値上がりは異常で、繁華街の本通りでは四十年末ごろまで三・三平方㍍当たり七万円前後だったところが、現在では二十万円、また少しはずれた商店街でも三、四万円だったものが十万円以上に急騰している。いずれもダムが建設された場合の開発的な価値と、水没地に住んでいる人が政府の替え地要求でどこに行かされるかわからないという不安から、なるべくいまのうちに商店へ土地を買っておこうとする結果で、国道百二十号線に沿いかなりの奥地まで農地が物色されている。

1967年12月15日
総決起大会の記録

長野原町のみなさんへ

われわれの切なる願いと行動を理解し十五日雲林寺の総決起大会に参加してください

八ッ場ダム建設絶対反対総決起大会

実行委員長　野口正人
副実行委員長　浦野勇次
同　野口唯吉

反対期成同盟各地区委員長

全町民のみなさん

みなさんも知つておられるように、われわれ東部四ケ村（川原湯、川原畑、林、横壁）に住む者は、八ッ場ダム建設計画のため、くる日もくる日も生活をおびやかされ、一日たりとも安らいだ時はありません。

この先どうなることか、反対同盟に結集している者はいうまでもなく、いろいろな事情で「賛成派」に属している人たちも、不安のうちに年の瀬をむかえようとしています。

建設省がいわゆる「賛成派」によこした返事はいずれも「善処する」「努力する」といつています。「ああいうことも考えられる」「こういうことも考えられる」と建設省はいいますが、「どこにどういう土地があつて、どうなるのか」となると、「それはまだきまつていない」というのです。

われわれはこれまでダムができたところに行き、建設省のいう「悪いようにはしない」「希望にそうようにする」がはたしてどんなものか、この目で見、この耳できいてきました。そしてわれわれは夢のような「お話」よりも、事実を信じることにしました。

ダムをつくらせて、よくなつたためしはひとつもありません。「いい条件」は賛成をとるまでのこと、「釣つた魚にエサはやらない」という道理です。日本ではじめてダムをつくるわけでもあるまいに、八ッ場ダム方式といつて、八ッ場だけはよくしてやる、といわれても信ずることはできません。

地元民に出費と不安をしいて、なぜ建設省はダムをつくるのでしょう。下流における護岸工事をサボつておいて、治水のためだといわれても、納得する者はいません。ダムは洪水防止のためではなく、大工場の工業用水のためとわれわれはきいております。わざわざ千葉県から八ッ場に来た人たちは「利根川にぜひ農業用水を流してくれ、工業用水にやつてくれるな」と心からわれわれにたのんでいます。

全町民のみなさん

われわれは朝夕みなれた山河をすて、代々住みなれた土地をはなれ、夢のような「話」につられて、どことも知れない土地でゼロからはじめるようなことは絶対にできません。ここの土になりたいと願つている者から墓地をうばうな、これが老い先きみじかい年寄りたちの血のさけびです。ふるさとを出てよそへ行つている人たちのためにも、われわれはこの土地を水に沈めて、立ち去ることはできません。ふるさとの地をはなれてどこに安住の地があるでしょう。われわれはやむにやまれず、この気持をひろく町内外に訴え、団結を更に固めるために、総決起大会をひらきます。

われわれは長野原町の一員として、長野原町の土地の一部を守つて、あくまでがんばりぬきます。

全町民のみなさん

今後とも長野原町東部四ケ村の住民として生きていく決意を固めているわれわれにあたたかいご支援をたまわり、十五日の総決起大会にご参加くださるよう切にお願いするものであります。

昭和四十二年十二月十三日

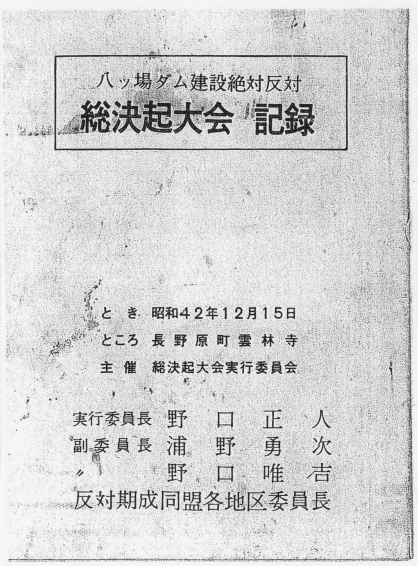
八ッ場ダム建設絶対反対
総決起大会記録

とき　昭和42年12月15日
ところ　長野原町雲林寺
主催　総決起大会実行委員会

実行委員長　野口正人
副委員長　浦野勇次
〃　野口唯吉
反対期成同盟各地区委員長

建設省に対して決議文を読み上げる野口正人実行委員長

雲林寺本堂をうずめた決起大会

町民の皆さんに訴える

最近、議会の動向を見ていると、地元多数住民の反対している八ッ場ダム建設を進める方向に行動していると推測される一部議員さんのあることは不可解なことであり残念に思います。

近頃ダム反対派が大半賛成になったかの如く言いふらされているようですが、余りにも真実を知ろうとしない町民を無視した言動であります。

御存知のように現町長はダム反対をとなえた方であり、過去約十年間もなかった横壁地区に反対期成同盟が結成され、川原湯、川原畑、林と名実共に四ッにスクラムを組むことになり、長野原地区にも反対を唱える同志が次第に増えつゝあって、益々その規模が拡大されているのが現状であります。このように反対町民が増えつゝあるのに反比例して、

昭和四十一年二月一日　「本町に影響するところ誠に重大であり、関係地域住民の大多数も反対している。本町議会は関係地域住民の意志を代表し八ッ場ダム建設には絶対反対する」

と決議した議会と、現在の議会とを比較して考える時、感慨無量なものがあります。

このように変った原因には色々あると思いますが、その一つを探ってみると、建設省の職員が連日のように議員さんの自宅を訪ねて、議員心理を巧みについて協力を依頼し執ように議会工作した為と推察されます。

いま本町議会議員の一部には町民の為の議員なのか、建設省のための議員なのか判断もつかないような状態に陥っているのではなかろうか……と言われる声が聞かれます。関係以外の良識ある町の人は、

「これは聞き方によって意地の悪いようにとれるかも知れないがと前おきをしながら、ダム問題は関係住民にとって死活の問題であり、関係のない者が兎や角言うべきでなく、建設するもしないも地元の人達が考えてやることであり、関係のない人が反対しても力はないし、かりに賛成してダムが出来ても犠牲になった人達の面倒をみることが出来ないから、結局は地元民で考えろ」と言うのが、大方の意見であります。

大字長野原以西の一般町民の皆様は、何故議会はダム問題に夢中になるのかと不思議に思う位でその関心は冷静であります。勿論地元民は多数住民が反対しているのにどうして？　誰の為に？とはなはだ迷惑至極に思って居ります。

町議会は、関係町民の大多数が賛成になってから意志決定しても決しておそくはありません。

どうか議員の皆さん、町民の為に今一度原点に立って考え直して下さい。

その真偽は別として、今世論で問題になっているロッキード事件でお判りのような政治のもとで、正直に真面目に今日迄生活して来た私達が国策の名のもとに犠牲になることは絶対に許すことは出来ません。

一部に、ダム問題の為に長野原町は何も出来ない、早くダムが出来ればと言うような声を聞くこともありますが、このことは、ダムをおとりにするような国の政治が悪いのであって、その原因を反対地元住民に押しつけるような考えがあるとすれば、見当違いも甚しいものであると思います。

地形的に非常に悪条件に満ちて居り、又、建設省が示した再建案は二度目であります。このことはダムを何んとか造りたいだけで、真に地元住民の再建を考えていない証拠であると思います。私達は、犠牲のない再建など不可能のことと信じています。

多数の町民を犠牲にし、東部地区農地の大部分と、本町唯一の温泉を失い必然的に人口の過疎を招いて本町にとり何の得るところがありましょう。町長、議会、町民一体となり、力を合せて一日も早くダム問題に結着をつけ、晴々した気持ちで毎日々々明るい町造りに努力出来る日の訪れることを待望して止みません。

昭和五十一年　三月十七日

長野原町八ッ場ダム反対期成同盟

川原湯地区委員長　黒岩義雄
川原畑地区委員長　野口万作
林　地区委員長　浦野勇次
横壁　地区委員長　竹内稲雄

草津新聞 一九六八年一月一日

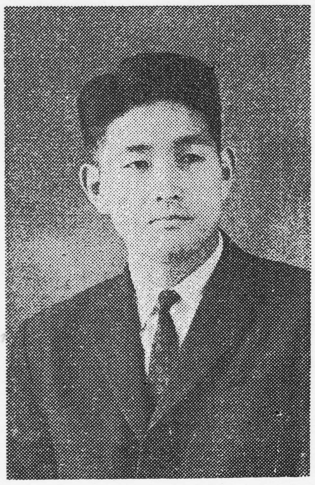

県議会議員 山本富雄

一近年、各地に於て大規模な綜合開発計画が活潑に進められ、広域行政化がとなえられつつあり、これを成功させる為にあらゆる方途か構じられています。吾妻に於ても総合開発の基本構想もまとまつております。しかし郡内町村の殆んどが山や川、渓谷によつて分断され、過去数十年間、その交通体系が確立出来ず、吾妻の経済発展を停滞せしめていた重大な理由が有識者の間でさかんに論議されている訳であります。私が主張しつゞけておりまする吾妻郡をあげて一体化した都市計画を樹立することは、中々至難なことでありましようが協調と互譲の精神に立脚して実現しなければならないと考えます。

まず、地理的条件によつて封建性をいまだ残存し、これによつて左右されている地域感情を近代化の方向に飛躍させねば、いつまでも後進性を除去出来ないという重大な試練に各町村が直面しているのであります。各自治体施政者の苦衷は容易ではございません。

いま、問題になつております八ツ場ダムについては、長野県境鳥居峠に源を発する吾妻川の綜合開発の一環としてダム建設を補償金のみによつて解決することなく、ダム建設にもとづく、吾妻の綜合開発を中心とした有機的広域開発を要求し、更にTVA開発で採つたニューライフ、ニュータウン建設方式を中核とする吾妻地域住民の将来に具体的な希望を与える計画要求を打出さねばなりません。これは只、単に、二百余億円のダム建設のみの事柄でなく吾妻の封建性を打破する一大転期として、実現のあかつきは勿論吾妻の様相を一辺することは事実でありましよう。長野原盆地を二分する長さ十四キロに及ぶ長方形の一大人造湖の大事業に吾妻八ケ町村が一体となつてこの試練をのり越え大きな飛躍をする絶好の機会となることに努めねばならない。

群馬県とすれば、いわゆる京浜工業地帯、京葉工業地帯といったところの工業用水のために、いわば水源地が犠牲になる、過密都市の膨張なり、大企業の繁栄のために、農民が犠牲になるという感情があるわけだ。しかも祖先伝来の土地が沈むとなれば「反対」を叫ぶのも無理ではないと思う。

ダム周辺の土地を買占める間組

いちばん問題なのは沼田ダムである。この点、私は委員会でも質問したのだが、ダム周辺の土地を取得している昭和実営という会社がある。この会社のいちばんの株主は間組で、社長は間組社長の神戸満之助氏だ。事務所も間組と同じビルの中にあり、電話も間組の内線というように、明らかに間組の不動産部門の子会社だ。

この昭和実営が、ダムサイト予定地点のもっとも重要なところをおさえている。法務局渋川出張所で調べたところによると五畝十六歩、二反五畝二十九歩、二反四畝五歩、三反一畝三歩、一畝の合計九反近い土地を昭和四十二年十一月に取得している。

しかも同社では、それより上流に橋を架けるなどして地元民の評判をよくするといったこともしているが、全国でも最大のダムの重要地点をおさえているということは、建設省が請負い契約する場合「間組以外はできない」という既成事実をつくっておこうということだろうと思う。地元民の反感を買っては困るということで、橋を架けるなどして住民感情を配慮しているのは、なかなかの深慮遠謀だといえる。

草木ダムにおける鹿島の場合も調べてみたが、同社も相当に重要なところをおさえているようだ。だから、業界紙などでは「草木は鹿島」「沼田は間組」というようなことがいわれているわけだ。

1969年6/25 国会通信
山口鶴男 衆院議員 (社)

四国の早明浦ダムの場合も、大手会社の二社が競って、片方に下請けさせているということだが、そんなバカな話はないので、現実には談合しているということではないのか。したがって沼田、草木の場合も、あるいは談合を有利に持っていくために、いち早くツバをつけておくということだと思う。

八ッ場ダムの方も昭和実営がおさえている。ここは昭和四十年三月五日に、八畝十八歩、一反七畝十九歩、六畝十五歩、五畝十七歩、二十二歩の合計三反六畝余り の土地を取得している。この土地の所有者は同じで田中佐一郎という人が持っていたわけだが、昭和実営はそこから相当いい値で買ったらしい。その人はそれを売った金で前橋に会社をつくったり、レストランをつくったりしている。そのほか保安林を百六十一平方米、二百五十四平方米、百八十平方米の合計約六百平方米を買ったが、それを約五ヵ月後の四十年八月に建設省が昭和実営から買っている。

問題はここだ。建設省の出先機関と間組との間に一つの黙約みたいなものがあると疑われてもしかたがない。予備調査の段階で間組が買った土地の一部を建設省が買うというのは、誰れが考えてもおかしい。そこで国会で問題にしたわけだが、これに対し建設省は「そばに二級国道が通っているから、その道路の関係で土木出張所が取得した」といっている。しかし、それは逃げの口実であって、手続きはどうであれ、建設省と業者のゆ着といったものを含んでいるのではないかと思う。これらにも現地住民の不信感がある。

41.6. 朝日地方版

群馬をつくる人々

<33>

題字は 米倉大謙氏

落合林吉（おちあい りんきち）氏

県企業局長

利根川に"かける"

――人を引きつける実行力

"ダム男"

利根川にとりつかれた男とひとはいう。県庁四階の局長室。大きなガラス窓のすぐ下を利根川が流れている。白髪を角刈り、田舎くさい顔立ち。こんなオヤジから「県庁の地下に水を引いて、世界に類のない低落差の地下発電所をつくったら、面白いと思っているんですがね」という言葉がとび出す。本当につくる気なのか――「いやまだ夢ですよ」

よみがえる川

強酸性のため、生物がいっさい住まず"死の川"といわれた吾妻川を魚が住めるまできれいにした。初めは、その構想の奇抜さからまともに信用するひとが少なかった。建設省の総合計画課長から県の土木部長に赴任してまもない三十二年ごろ、当時副知事だった神田知事もとの試みには半信半疑で首をたてにふらず、県議たちは口をそろえて「ラッパを吹いている」と笑った。

県庁内にテントを張ったようなころの"実験室"で、吾妻川からくんできた水を古びた雨どいにいれ、石灰をまぜる"原始的"な作業が続けられた。水資源開発にかけては"一家言"をもっていても、水質を分析する化学的な方面はずぶの素人。自分で釣ってきたフナがそのなかでスイスイ泳ぐのをみて「これで大丈夫」という自信をもったという。

この事業は昨年秋、品木ダムができあがって完成したが、水資源利用の見地だけでなく、日本の土木学界からも脚光をあびている。県の土木技術陣をひっぱって、ここまでやった実行力の前に「ラッパ」という声もいつしか消されていった。

水没交渉

建設省や水資源開発公団がサジを投げた水没補償の交渉を、片っぱしからかたづけてきた。建設省あたりではその"すご腕"を高く評価するむきもあるが、ご本人は建設省に対しては「国の"サーベル"で納得させようとするのが無理なのだ」と批判的である。水没地は山間辺地が多い。「しあわせにくらしているモグラをひなたに引っぱり出すようなマネはしたくない。だが、群馬が断ったら日本の水資源開発がストップしてしまう」このジレンマを背負いながら交渉を続ける。水没農民と直接交渉にはいるときは、背広やネクタイをぬぎすて、皮ジャンパーと長グツのいでたちになる。農民のふところにはいるまず第一歩だ。合成酒でもショウチュウでも倒れるまでつきあう。補償妥結なにかさびしく寄浅し――下久保ダム補償の手打式の酒宴で、ふとわれにかえり口ずさんだ。

沼田ダム

生れは栃木県塩谷郡高根沢村の農家。鬼怒川の決壊でたびたび家が流された。父源八氏は洪水の復旧作業で重いモッコをかつぎ、セキズイを傷つけたのがもとで死んだ。「もっと楽に土木作業ができないものか」と考え込み、将来の進路が決った。日大土木科を出て、内務省震災復興院、東京府、建設省と役人生活を続けてきたが「私大出ではせいぜい地方建設局長どまり。水資源県でやれるだけのことをするほうがどれだけ楽しいかわからない」と、もう十年間も腰をすえている。県が直面している沼田ダム問題などは、この人の発言が県の態度を左右する。「構想として考えるのはいいが、現実的なニオイを粉飾して人心を惑わしすぎないか。それ以前に、神戸ダムや八ツ場ダムのように、さしせまったものがあるではないか」というのが持論。六十六歳。

「吾妻川は利根川開発のガンだった」と語る落合氏（県庁で）

周辺

「ダム満水すぐこい」という電報が辞令がわりになって、去る三十一年四月赴任。納谷ダム工事のやり直しをした。県企業局長のほか「県技監」で副知事格。前橋市曲輪町の公舎に妻笑（えみ）子さん（六三）と二人住い。二男一女あるが、長男の東京都港湾局主査毅郎氏の妻美江子さんの実家が四万温泉の三木屋旅館。

建設省時代の同僚には前田光嘉建設事務次官、鶴海良一郎建設大臣官房長、尚明住宅局長、尾之内由紀夫道路局長らがいる。

釣とゴルフが趣味。ゴルフは六十歳からやりはじめたが「公式」どおりにやるので上達が早く、ハンディー19。港湾土木工学が専門で、臨海工業地の造成に関する研究で工学博士の学位をとった。

47.12.22. サンケイ

'72年と人 ⑦

八ッ場ダム建設に徹底抗戦の 樋田富治郎さん（四九）

土地は捨てられぬ

家業を犠牲に反対の先頭

「"結婚"を条件にしてなんとか見合いさせようと、われわれにいろいろな工作をしかけてきた。いくら見込まれても、相手がドラ息子では話にのるわけにはいきません。白羽の矢を立てれば、どうにもなるんだという昔の大名的な考えをもっているので始末が悪い」。樋田さんが指摘するこの相手は、建設省。

「調査や測量の立ち入りは納得づくで、といいながら、かってに水準測量のクイ打ちを強行、また土地収用法に基づく立ち入りを通告して追い打ちもかけた。役人根性まるだしで卑劣な行為も平気。そして相手はなんでも自分のペースに巻き込んでしまう。国策だから立ちのけ―といっても住みなれた土地は捨てられない。われわれにも生活を守る権利があるはず。見込まれたといって、美しい郷土の吾妻渓谷を嫁に差し出すわけにはいかない」というのである。

今春、建設省に桜井武町長は建設賛成の意を含んだ「八ッ場ダム建設に伴う地域開発及び一般補償の要望書」を提出しようとした。「甘い橋渡しにのってはいけない」。樋田さんは反対派住民と議員の家をたずね歩いて"はねつけてほしい"と説得した。いちおう阻止できたが四月末、提出が強行採決されてしまった。そして九月末に建設省から回答書がよせられた。

だが、この回答書は五項目の「問」にこたえたものとはいえ、一〇㌻たらずのうすっぺらなもの。町議会は町民のナマの声を聞いて町議会の態度を決めようと公聴会を開いたが、集まったのは条件づき賛成派と中立派、一般町民など合わせて四十人たらず。いずれも「議論する余地はない。抽象的で納得できない」と不満を訴えた。しかも事前に、各派十二組織の全部から同様理由で"受け入れできない"と議会に文書を出していた。ここにいたり、議員もそろって回答書の返上に踏み切った。樋田さんはいよいよ郷土の生活を守る自信を深めた。

師走になって建設省はまたにわかに動き出した。ダム建設問題と吾妻川護岸のガケくずれ防止工事の関連が問題となっている長野原地区で、ボーリングを始めた。樋田さんは「町は建設省からダムに関係ないという文書を受けとっていたが、肝心な調査費用についてはなにもいっていない。ダムに関係ない費用かどうか、あくまで追及する」という。

れっきとした温泉旅館を経営する樋田さんは、家業を犠牲にしてこれまで八年間、ことあるごとに反対住民の先頭に立って町や建設省側につめ寄ってきた。国策というウズの中でジワジワとダム計画が進められている。「外堀を埋めて最後には土地収用法をふりかざしてくるだろうが、向こうに法があって、どうして住民を守る法がないのか。代替地をつくるというが、いまと同じに温泉が出る確証がない。絵に画いた開発を口にするより吾妻渓谷の美しい自然と住民の生活を守ることの方が大切だ」樋田さんはこう主張する。

今後は―。「しっかり町の行政を見守ってゆく。より結束を固めて建設省に渓谷から出て行ってもらう。目的を貫くため首相への直訴も辞さない。八ッ場ダムの代替として住民が犠牲にならない上流に、分散ダムづくりを考えてもらう」と徹底抗戦を打ち出していた。

八ッ場ダム建設の歴史は長い。二十七年、吾妻郡長野原町へ調査通知が建設省から出されたが、吾妻川の酸性が強く、工事はむりとして計画中止。その後上流の草津町に石灰投入の中和工場ができて流水がよみがえり、四十年早々再燃。目的は首都圏の用水供給。ダムは吾妻渓谷の吾妻町松谷地内に建設され、このため上流の長野原町川原湯、川原畑、林、横壁の住宅三百二十戸と鉄道一三キロ、国道一〇キロと三平方キロの土地が水没する。地元には反対、中立、条件づき賛成の三派があり、生活再建と開発プランが県と建設省の双方から示されたが、関係住民の納得がえられず、宙に浮いたまま。樋田さんはダム問題が表面化した当初から八ッ場ダム反対期成同盟川原湯地区委員長として精力的に反対運動をつづけてきた。

…聞 サンケイ S52 9/10 〈第三種郵便物認可〉

留守番一人、開店休業状態の建設省・生活再建相談所＝国鉄川原湯駅前で

ユートピア

最善の再建案を

胸を張る"川原湯天皇"

川原湯の再興にロバート・オーウェン（イギリスの社会思想家、一七七一―一八五八）のユートピアを夢想する人がいる。

ダム反対期成同盟が結成されるまで"川原湯天皇"といわれた萩原好夫さん（六〇）。川原湯と草津でホテルを経営しているが、戦後、GHQに追われていた共産党の故徳田球一氏をかくまった話はいまでも語り草になっている。その後はダム問題で福田総理と知り合ったことがもとで現実主義者に"転向"。いまではダム問題の解決に情熱を傾けている。

国策であるダム建設を避けられない問題と受けとめ「これを機会に日本中が注目する"新しい村"をつくりたい。結局、国が温泉を買ってくれなければ資金に困る。そのためにも地元の満足できる最高の再建案でなければ…」と強調する。

過去の反対運動ではリーダーシップをとったこともある。これには「反対とは過激なものばかりでは前進しない。私の戦いは前向きな戦い。栃木県・谷中村の一村追放（明治政府の足尾銅山振興策で消滅。現在、渡良瀬川遊水池）に象徴される、農村の疲弊により都市が栄えた時代は去り、水ガメの受益都県に犠牲の代償を十分、補ってもらわねば…」という条件付き反対、条件付き賛成のいずれともとれる態度に―。

萩原さんのまとめた「八ツ場ダム建設に伴う温泉移転計画」。萩原さんの夢に描くユートピアだ。それによれば―。

移転先は建設省案と同じ小倉地区の六二㌶。収容人員は現在の八百二十八人から一挙に二千六百人まで約三倍に増やし、旅館稼動率も二四・二％から県内平均の三八・二％まで飛躍させるのが大きなネライ。また、文化センター、祭りの広場、大会議場などを備え、これまでの湯治場的ムードを一掃した高原レクリエーション基地に模様替えする。この造成費が、個人のホテル建設、道路整備などを除いて、ざっと百億円。

八ツ場ダムは下流都県に毎秒一六トンの上水を供給する予定。山元の原水単価をトン当たり五十円とすれば一年間で二百五十億円、ちなみに東京の水道料金は現在、九十八円であり、水の値上げが予想される将来を見込めば、この水ガメのメリットははかり知れない。

「下流都県の利水効果を考えれば、この費用は安過ぎるほど。斜陽温泉の行き詰まりを打開するには、この道しかない。福田総理、長谷川建設相のパイプがそろっている今、一番のチャンスだ」

「そこで問題になるのは移転地の先行取得。農林省、電源開発、県営などのダムは大半、代替地を先行取得しているが、建設省に限って先例がない。このため、これを裏打ちすることになる県の再建案を注意深く見守らねば…」

最近、萩原さんら賛成、中立派の住民が集まって「八ツ場ダム対策協議会」を発足させた。反対同盟に対抗して賛成、中立派が大同団結したもので、より良い補償条件を勝ち取るため。

「戦いは余りに長かった。戦場にたとえると、たそがれの戦場を駆り立てられた兵隊は、疲れ果て戦う気力さえない。少数の指揮者だけがヒステリックな声をあげている。戦いにキズついた経済基盤の弱い兵隊に目を向けてほしい…。また、マルキストの一員であることを忘れたわけではありませんよ」。萩原さんは胸を張った。

上毛新聞 49.4.26 （明治25年3月28日第3種郵便物認可・昭和24年2月17日運輸省特別扱承認第16号）

八場ダム建設は断念か

住民が拒否を表明

注目される建設省の動き

長野原町長選 樋田氏が当選

ダム建設町政転換

樋田氏

吾妻郡長野原町の町長選挙は、二十三日投票が行われ、即日開票の結果、前八場ダム建設反対期成同盟川原湯地区委員長で、同町川原湯、旅館業樋田富治郎氏（五〇）＝保守系無所属＝が同じ新人の前町議会議長の同町応桑、会社社長浅井一氏（五〇）＝保守系無所属＝をおさえて当選した。

今回の町長選は、再びクローズアップされている八場ダム問題をめぐって、桜井武前町長の意思を継いで条件付き賛成を主張する浅井氏と、ダム建設反対闘争のリーダーだった樋田氏がまっ向から激

当 二五七二票 樋田富治郎 無新
一九七九票 浅井一 無新
無効二二 不受理持帰り一（午後八時半選管確定）

毎日新聞　昭和51年(1976年)3月20日（土曜日）

（毎）

水没住民　計画に強く反発

八ッ場ダム建設で知事説明会

"水不足"犠牲ごめん

知事「生活再建のため協力」

横断幕と一緒に「フルプラン組入れ反対」を知事に訴える地元住民

首都圏の水需要に対応する狙いから、国が利根川上流の吾妻川（吾妻郡長野原町）に計画している八ッ場（やんば）ダムは、国土庁が利根川・荒川水系水資源開発基本計画（第三次利根フルプラン）の同庁案に、その計画のかなめとして盛り込んだことから、具体的な姿として浮び上がってきたが、同計画の閣議決定を前に、地元知事として意見を求められている神田坤六知事は十九日、長野原入りし、同町主催のフルプラン説明会に出席、水没予定地域住民の声を聞いた。

同知事は今月末までに国土庁へ意見書を出す方針だが、十余年の長期にわたり建設反対を叫び続けてきた水没地域住民は、激しい調子で同計画組入れ阻止を訴えた。

また、「ダムができるとしても、地元が納得できる生活再建策がつくられることが先行しなければならず、町にその考えがあれば県も協力するようにする用意がある」と発言して注目された。

この日の説明会は、フルプランの内容と、先に建設省が独自で作成したダム周辺生活再建案の説明を聞くため開かれ、県からは神田知事、横田企画部長らが出席、会場の同町立第一小体育館には水没地域住民三百五十人が詰めかけた。

この席で同知事は「八ッ場ダムは永年にわたり、厄介な問題で、地元の皆さんにはご苦労をおかけして同情にたえない。国や下流部県からは、やいのやいののご督励があり、下流地域からみれば大事な事業なので、できるだけお手伝いしたい。しかし、地元を犠牲にして事を進めるわけにはいかない」と基本的な考えを示した。

これに対し住民の間には、フルプラン組入れが即建設につながるという考えが強く、質疑では「今月末までに地元の意見をまとめよというのは時間的に無理」「第一次、第二次のフルプラン達成率は低く、多くの住民を犠牲にする八ッ場ダムを無理に組み入れなくても、水需要はまかなえるのではないか」――などの質問が出された。

説明の合間には、会場のほとんどを占めた反対派住民が「反対」のシュプレヒコールとともにプラカードをかざし、場内はしばしば騒然となった。しかし、一方では「十年来の不安定な状態を強いられ、町民は疲れている。どちらにしろ、もうはっきりした結論を出してほしい」という意見も出され、住民間の複雑な心情がうかがわれた。

約二時間にわたった説明会のあと、同知事は記者会見して「直接住民のみなさんの声が聞けてよかった。今後町長、町議会で地元の意見をまとめていただく。県議会とも話し合って、今月末をめどに知事の意見をまとめる」と述べ、地元長野原町の樋田富治郎同町長も「判断の基準は将来町がどうなるかを第一に考え、慎重に協議し知事に地元の意向を伝えたい」と語っていた。

説明会後、竹田博栄川原湯区長は「フルプランについては予想していたとおりの説明だった。質問

群馬讀賣

S49.9.11

会談のあと記者会見する神田知事（右）と美濃部都知事

神田、美濃部両知事会談

都の"目標"は八ッ場ダム？

「水源補償」を評価

"遅すぎた会談"に批判も

県議会

十日に県庁で行われた神田知事と美濃部東京都知事のトップ会談で、美濃部知事が神田知事に対し、水源開発について都独自でダム建設の補償金を出すことや、尾瀬分水、上越新幹線の東京駅乗り入れに対して全面的に協力するとの態度を示したことについて、県は、話し合いの糸口にはなったとしながらも、今後の具体策には全く触れていないため、慎重に受け止めている。一方、水源開発問題に対して「東京都はじめ下流県は上流県にもっと配慮して責任を果たすべきだ」との決議を昨年十月に東京都などに出していた県議会では「要望に対する一応の成果」という受け止め方をしているが「水が不足していた昨年に会談が行われるべきだった」という批判の声もあり、このトップ会談に複雑な表情をみせている。

会談は、午後一時二十分から、県庁西庁舎六階の特別室で行われ、メーンテーブルには県から神田知事、三澤副知事、横田企画部長、畑上水部長、都側から美濃部知事、磯村副知事、堀内首都整備局長、小原水道局長が付き、非公開で行われた。

ちょうど一時間にわたる会談で、美濃部知事から、都の水源地域である県民の協力への感謝と、都の水不足の実情が訴えられた。これに対し神田知事が①水源開発に関して地元の犠牲、補償に配慮して欲しい②尾瀬分水に都が先頭に立って努力して欲しい③上越新幹線は東京駅で東海道新幹線と直結するよう配慮して欲しいと強く要望した。

会談の中では、具体的なダムの名前などは出ず、また今後具体的にどのような方向で、いつ話し合ってゆくかなどにも触れず、ごく一般論だけの話し合い（三澤副知事の話）に終始したため、儀礼的な要素が強かったが、会談のあと、美濃部知事は、神田知事と湯浅県会議長あてに「都の水不足は急迫しており、なお水需要の増大は避けられない。現在工事中の草木ダムをはじめとする新規水源の開発に期待を寄せており、水源開発の促進に協力をお願いする」との要望書を提出した。

要望書を受けた県議会では「昨年の決議の成果で、一歩前進」としながらも、決議から一年近く経過していることなどから、今後の都の出方を見守ってゆくという態度。

具体的なダムの名称が会談で出なかったことについて、美濃部知事は会談後の記者会見で「八ッ場ダムの名を出すと神田知事に迷惑をかけることになるから」といっており、八ッ場ダムが当面の"目標"であることは確か。

八ッ場ダム建設予定地の吾妻郡長野原町川原湯でダム反対運動をしている同所、土産店経営、豊田嘉雄さん（六五）は「東京都が水を必要としているのは理解出来るが、ダムは犠牲の伴わない奥地などに建設すべきだ。東京都がどのような提案をしようと絶対反対の意思は変わらない。まして金銭的補償などは論外だ」と地元では厳しい姿勢をみせていた。

上毛 1984.6.25

東京都民が水源県視察

豊田　嘉雄

「東京の水を考える会」の九十人が六月十五日、水源地を見るために利根川上流の藤原ダムを見学。その奥に着工したばかりの奈良俣ダムを経て草津湯川の中和工場、その下流の品木ダム、さらに注目の八ッ場ダム建設予定地である川原湯温泉に宿泊された。都民の方々が自費で百人近くも水源群馬の山奥まで、婦人も含めて自主参加されたことは画期的なことで、水源地としても大いに関心を寄せるべきだと思う。

この会の幹事は、水問題研究家の嶋津暉之氏で、私は数年前から交流をつづけている。会員の皆さんは、大切な水のふるさとをそれぞれの目で直接見られたことで、改めて水の貴さを認識されたことと思う。

夜は金沢大・佐原教授のダム造り十年殺しなどの話の後、八ッ場ダム絶対反対の立場をとる私が皆さんの質問にお答えする方法で二時間近い交流が行われた。

そして、今は半身機能不全で第一線を退いている私の体を心配されて、十時ごろ解散。外に出ると仏法僧が鳴き続けており、「緑の美しい自然は守って下さい」と激励を受けた。

あの日、会に参加された皆さんの感想を待ちわびている私である。

（吾妻郡長野原町川原湯310＝無職・65）

上毛　(15)　昭和59年（1984年）8月4日

水源地視察　都民の報告

豊田　嘉雄

八月一日から「水の週間」。東京の水を考える会の人々が、群馬の水源地視察の感想や疑問点についてのレポートを私のところへ送って下さった。水源県民として大いに傾聴すべきと思い、抜粋してみよう。

利根川の最上流に巨大な八木沢ダムが美しい若葉を映していた。谷一つ隔てた奥地では奈良俣ダムの建設が。巨大な機械が自然の岩盤にかじりついていて痛々しい思いがした。国の建設第一号・藤原ダムは水没地域住民の生活基盤を奪い、当時三千二十人の地域住民は三十年後の現在は八百二人と激減、まさに「ダムの村は滅びる」を地でいった情景であった。都市は膨張に任せて山村から水を奪うだけでよいのか。今こそ水行政の転換を真剣に考慮すべきだ。

利根川第一の支流・吾妻川沿いにバスで上流に向かって驚いたのは、吾妻川の水が少ないことだった。有名な草津温泉湯川の中和工場と下流地に在る品木ダムを実見して驚いた。石灰で白濁した水をたたえる沈殿地のダムはたい積し、ダムの寿命は十年余になっている。ここから二十キロほど下流に建設予定の八ッ場ダムは、中和沈殿池も兼ねることになるとしか思えない。

しかも上流地には三万人も住み、年間二百万人の観光客が流入し、日本一の高原キャベツの産地もあり…、八ッ場ダムは汚濁ダムとなる。たまり水を放流するのは渇水期で、トリハロメタンが急増する東京の水がどんなことになるかと思うと、八ッ場ダムの水はいらない―と訴えてきた。

私の心情は「人は水の在る方へ来て住むべし」である。

（吾妻郡長野原町川原湯310＝無職・65）

JOMO SHIMBUN　昭和60年（1985年）11月28日　（木曜日）

33年ぶりに建設合意

県と長野原町 覚書（生活再建案）に調印

12月県議会へ計画案提出

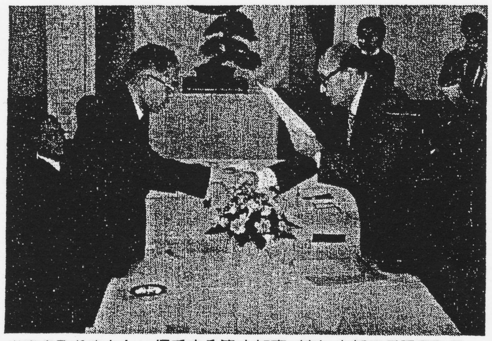

覚書を取り交わし、握手する清水知事（右）と樋田長野原町長

解説

神田知事時代から「県政の最重要課題」と言われてきた八ッ場ダム建設問題が、ようやく決着をみた。

建設省が八ッ場ダム調査を長野原町に通知したのは昭和二十七年五月。吾妻川が酸性水のため建設不可能と、いったんは結論が出されたものの、三十九年には中和工場が完成。当然、ダム問題は再燃した。翌四十年には反対期成同盟が結成され、反対闘争の渦の中に―。実に三十三年の歳月が流れている。

五十年、反対期成同盟の二代目委員長、樋田氏が町長に当選。翌五十一年には清水知事が就任する。八ッ場ダム問題の解決は、この二人が重要な役割を果たした。本来、建設主体がやるべき生活再建案づくりを県が肩代わりしたのは、わが国のダム建設史上、初めてのこと。

犠牲大、完成まで20年

今後は、県議会での基本計画議決を踏まえ、水源地域特別措置法に基づくダム指定、水源地域指定、整備計画決定へと進み、補償問題ではダムサイトや水没線などの現地調査、補償基準発表と順調にいっても五年の手続きがかかる。ダム建設となると、さらに十五年の期間がかかり、八ッ場ダムは構想以来、実に半世紀を費やすことになる。

それだけに、水没地域住民の精神的苦痛は計り知れないものがある。ダムが建設されると、三百十六ヘクタール（三百四十世帯、千百七十人）が湖底に沈む。これには、川原湯温泉の旅館十八軒、商店四十数軒も含まれており、生活再建に必要な事業費は二千億近くになる。ダム工事費と個人補償費を合わせれば、三千億を突破するのは必至で、犠牲も大きければ巨額の金もかかる。

「首都圏の水ガメ」と称して、水源県ゆえの本県には八カ所の大規模ダムが出来ている。工事中の奈良俣、調査中の戸倉、それに八ッ場を加えれば十一カ所に。水資源開発の先兵として、ダムは戦後の高度成長を支え、急増する都市の水需要にこたえてきたが、国土庁の諮問機関である水資源基本問題研究会は五十一年、こう提言している。「都市で水を浪費しつつ、水源地域に対して水没の犠牲を強いるのは、社会的公正の上から問題だ」と。

本県がダム建設にゴーサインを出す以上、国や下流都県は「水没者の犠牲の上に成り立つダム」であることを認識し、現行法や制度を超越した観点から生活再建策や個人補償に当たるべきで、県はそうした国の施策を厳しく監視していく必要がある。（伊藤）

1987年2月19日　朝日新聞

長野原町も協定調印

住民補償など焦点

「基盤づくり」地元は注文

建設省が吾妻郡長野原町の吾妻川に計画している八ッ場ダム建設で、地元の長野原町は十八日、建設省関東地方建設局との間で「八ッ場ダム建設に係る現地調査に関する協定」に調印、締結した。同時に、調査区域内の五地区と八ッ場ダム

調印は午前十時から、長野原町立東中体育館を会場に、清水一郎知事らの立ち会いで行われた。まず、基本協定となる「現地調査に関する覚書」がそれぞれ交わされた。ダム建設の現地調査に関する立入協定は、八月末にすでに下流の同郡吾妻町が締結ずみで、昨年七月の基本計画告示から一年半ほどで全体の現地調査が進展することになった。今後は、水没住民の移転地確保などを骨子とした生活再建計画の実現や、水没補償などに焦点が移る。

JOMO SHIMBUN　昭和60年（1985年）5月17日　（金曜日）　第3

1985

ついに川原湯の宅地も

八ッ場ダムの水没予定地区

県外業者が土地取得

補償金目当て 法規制なく県苦慮

【長野原】建設省が、首都圏の水ガメとして吾妻郡長野原町に建設を計画している八ッ場ダムの水没予定地で、県外者による補償金目当ての土地取得や建築が拡大の一途をみせている。これまでは横壁、林、川原畑地区の山林や畑が"標的"となっていたが、新たに水没予定地の中心部で川原湯温泉を抱える川原湯地区で宅地約八千平方メートルが取得されていることが、十六日までに明らかになった。県や同町では法的な規制措置もないことから、将来、補償交渉に進んだ場合の混乱を心配する声が強い。現地の土地買収には、東京に事務所をもつ政治献金団体さん下の宅地建物取引業者が介在しており、転売による投機的な購入者の大半は神奈川県の宮ヶ瀬ダム建設で土地を売った人たち。代替地取得という名目による税金逃れとみられるが、土地をあっ旋する業者に対しては、県でも「手立てがない」（企画部）のが実情だ。

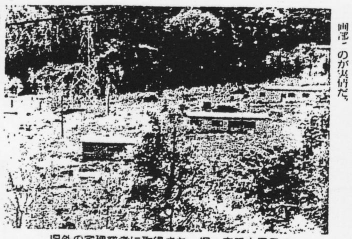

県外の宅建業者に取得され、掘っ立て小屋風の建物が並ぶ水没予定地＝長野原町横壁

川原湯地区の宅地が東京の宅建業者に取得されたという事実は、水没予定地の中心部だけに波紋を呼んでいる。県企画部の調べで明らかになったもので、県や町では「今後、土地売買に拍車がかかるのでは」と危機感を強めている。

この土地は同町の不動産業者が所得していたもので、一度の取得面積としては最大級。しかも、宅地が売買されたのは今回が初めて。このほか、最近になって横壁地区の畑約五千平方メートルが売られたという話があり、県などで事実関係を調べているが、これまでに県外業者の手に渡った土地は、県水資源課の調べで六万五千平方メートルに達している。

水没予定地の土地取引が行われ始めたのは五十八年三月ごろから。県の生活再建案が町に提示（五十五年十一月）され、町が同案を検討するなどダム建設への機運が高まったためとみられており、五十八年九月までに林、横壁、川原畑の三地区で山林や畑計三十九筆（約二万七千平方メートル）が東京の業者に取得された。五十九年には横壁地区の山林計二万六千平方メートルが売られており、売り主の中には同町議会議員もいた。

取得にあたっては、一万平方メートル以上の購入を規制した国土利用計画法や森林法、農地法などの網の目にもかからない"巧妙な手口"が使われており、二万平方メートル以上の山林が売買された際には八つに分筆されていた。また、都市計画区域外のため建築確認も必要ないため、横壁地区などでは伐採後、掘っ立て小屋風の

THE JOMO SHIMBUN　昭和60年（1985年）6月17日

両雄"がっちり握手

中曽根首相 福田元首相

県政会館 祝賀会に6000人

県政会館の落成披露パーティーでがっちりと握手をかわす中曽根首相と福田元首相＝前橋・スポーツセンター

吾妻に"ハイウェー"

高規格道が急浮上

サンデーリポート ぐんまNOW

八ッ場ダムで現実味

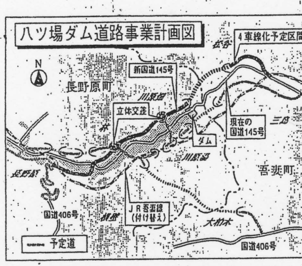

新年度からスタートする建設省の第十一次道路整備五カ年計画の目玉事業として、地域高規格道路と呼ばれる「準高速道路」が、全国で二千㌔建設されることになり、本県では吾妻郡内を通る道路が"候補"に浮上した。八ッ場ダム関連で長野原、吾妻町の九・五㌔区間を整備するのを皮切りに、とりあえず渋川―長野原間約四十㌔で事業実施する案が有力になってきた。八ッ場ダムが建設された後、新たに四車線道路を同地区に造ることは地形的に難しく、「吾妻郡の将来を考えると、この際造らなければいつできるか分からない」と、郡内町村長の意向もまとまった。吾妻郡内から渋川市まで四車線の幹線道路が建設されると、県央はもとより、首都圏までの所要時間が一気に短縮され、生活圏が拡大する。（中之条支局・川崎洋幸、高橋徹）

◆「これからは4車線に」◆

昨年十二月の県議会ダム・幹線交通対策特別委員会で、八ッ場ダム付け替え道路の四車線化計画が明らかになった。当初、幅員十四㍍、二車線で計画されていた国道145号の長野原町横壁から吾妻町松谷まで九・五㌔を、地域高規格道路の選定を受けて幅員二十五㍍、四車線化するというもの。

地元の反応は、「なんで四車線か」「二車線の道路でも用地対策が難しかったのに、果たして四車線の道路が造れるのか」という不安の声だった。これに対して長野原町以西の草津町、嬬恋村から「これから造る道路が二車線ではいずれまた渋滞が起きる。ならば四車線に」と、四車線化歓迎の声が上がった。

今月一日から、長野原町川原畑、横壁、林、長野原、川原湯の八ッ場ダム関連五地区と吾妻町松谷で、四車線化に伴う地元説明会が始まった。県道路建設課長、地元町長、建設省八ッ場工事事務所長、地元選出県議らが出席、住民の説明にあたっている。

席上、県は地域高規格道路に選定されることのメリットとして「最優先事業で集中投資され、早期完成が期待できる」「八ッ場地区で工事が行われれば地域高規格道路の性格上、将来、渋川まで四車線化される」の二点を強調。代替地問題では「八ッ場工事事務所と連携を取りながら、問題の解決を図っていく」と住民の不安解消に努め、協力を要請している。

◆地域分断に強い危機感◆

これに対し、道路が代替地を横切ることになる地区住民からは「八ッ場―渋川間はいつできるのか」「沿線からは左折しかできず、不便を感じる」「片側車線だけでは商売が難しいのでは」といった声が上がった。

特に中央分離帯による地域分断への不安は強く、「道路の下をくぐるトンネルのような生活道路を細やかに整備してもらえなければ、計画は受け入れられない」と、一部住民が県側に詰め寄る場面も見られた。

県や町は、地域分断や大幅な迂回が強いられる地域に対して「立体交差などの措置を取り入れ、不安を解消する」としたほか、八ッ場―渋川間の将来については「八ッ場区間で実施すれば、渋川まで必ず四車線化になる」と強調。新年度から建設調査に取り組むことを明らかにした。

◇　◇

県は、八ッ場地区で地域高規格道路の選定を目指す理由として、①予算上、地形上の制約から付け替え道路のほかに、四車線道路を建設することは難しい②付け替え道路の着工（平成六年度予定）が間近に迫っている③同区間が吾妻郡の東西交通のネックになっており、八ッ場を含む吾妻郡のリゾート支援の観点からも事業効果が高い―などを挙げている。

◆関越と上信越道の谷間◆

このほか、郡内八町村をはじめ渋川市、伊香保町、子持村、小野上村、長野県東部町の十三市町村が「上信自動車道建設促進期成同盟会」（会長・小渕恵三代議士）を組織、国や県などに働き掛けを続けてきた経緯がある。

同盟会発足は昭和六十年三月にさかのぼる。関越自動車道と上信越自動車道の谷間となる吾妻郡に、二十一世紀をにらんだ幹線道路建設を進めるのが狙い。

計画では渋川市と長野県東部町の両インター（約八十㌔）を結ぶことが打ち出されているが、具体的なルート選定には至っていない。吾妻渓谷以西の草津、嬬恋、六合の各町村は、八ッ場ダム関連で道路整備が足踏み状態になっている現状を、なんとか打開するよう強い意向を示してきた。

草津町の山本綏町長は「千載一遇のチャンス。八ッ場ダムで水没する地区住民の皆さんのことを考えて耐えてきたが、観光シーズンになると車が動かない。道路なくして生活はない。この構想に乗れるようぜひお願いしたい」と声を大にする。

時速六〇㌔以上の旅
（全区間の平均時速）
しようというもの。都
連携のほか、リゾート
アクセス整備も事業目
とらえられている。

技術的な問題なし

建設省八ッ場ダム工事事務所は、国道145号の四車線拡幅化について基本的には道路行政の問題としながらも、「今まで二車線で説明してきたので、四車線化のためにダム工事に遅れが出なければいいが」と心配する。ただ「道路用地の確保は大丈夫」と、技術的な問題は解決できると見ている。

地域高規格道路事業計画の都道府県への通達と路線の第一次選定は、年度明けに行われる閣議決定後となる見通しだが、県は①計画規模が二千㌔と限られ、事業初年度中に見込まれる第一次選定は激戦が予想される②第一次選定は国の直轄する既存バイパスが組み込まれる道路が優先されることも考えられ、この条件にない国道145号の場合、プランをいち早く提出することが重要③ダム事業との兼ね合いから、一次選定が事実上のタイムリミットとなる可能性がある―などの理由から、本年度中の調整を目指している。

県は「地域高規格道路は建設省の目玉事業。指定になれば、事業費は集中配分される」と説明。長野原、吾妻町の地元住民の了承を前提に、早期に事業に取り掛かりたい意向を示している。

会談を終え、拍手で送り出される前田国交相（左）
山村開発センター

上毛新聞 12月23日 金曜日

平成23年
12/23
於:長野原町

再生担う開発プラン

上毛新聞　1994.10.7

動き出す八ッ場ダム

ダム湖をレク基地化

向原に工業用地造成

八ッ場ダム建設に伴う川原畑、川原湯、横壁、林、長野原五地区の水没戸数は、全国のダム建設で六番目に多い三百四十戸に上る。水没住民の生活の再建と地域振興を目的に、建設省と県は平成二年、二百二十四事業からなる「地域居住計画」を策定した。

同計画は県が昭和五十五年にまとめた生活再建案をたたき台に、水辺空間の利用拡大、リゾート重点地区整備の指定などが盛り込まれた。実施主体や内容によって同省の「ダム事業案」（九十二事業、概算事業費二千億円）、水源地域特別措置法に基づく「水特法整備計画案」（百三事業、五百八十億円）、下流都県が負担する「利根川・荒川水源地域対策基金事業計画案」（二十九事業、二百四十六億円）の三部門に区分され、現在は水特法素案が年度内の事業決定に向け関係省庁などとの協議に入っている。

内容は地元の要望に応じて順次、検討や変更が行われるが、素案によると、代替地はダム湖畔や幹線道路沿いに計九八・一㌶を整備し、この中で長野原地区向原には四・三㌶の工業用地を造成する。交通関係の基幹施設では国道や県道、町道の整備に加え、JR吾妻線は吾妻町松谷地区から長野原地区まで、主にダム湖畔南面に沿って一〇・六㌔区間を付け替える。長野原駅は駅前広場の整備、川原湯駅は移転とあわせ八ッ場ダム観光の玄関口として観光会館、温泉センター、多目的ホールなどを併設する。

また、リゾートの支援事業で、ダム湖には国際規格の漕（そう）艇コース、カヌー競技場を持ったウオータースポーツゾーンをはじめ、イベント広場、水没文化財保存センターなどを設置したレイクサイドパークを整備する。さらにサイクリング用の「グリーンレイクロード」、芝スキーやテニスを楽しむスポーツ公園、周辺の森林を活用した「憩いと冒険の森公園」、ハイキングを楽しむ「王城山自然探勝路」などを造り、一大レクリエーション基地とする計画だ。

水没五地区の各整備計画をみると、川原湯地区が温泉街の再建に向けてこれらリゾートの拠点地域となり、川原湯駅周辺整備、グリーンレイクロードのほか、上湯原森林公園、金花山温泉公園などを整備する。農林業対策で、キノコなどの林産物振興対策、住民の生活環境施設では共同浴場と児童公園を併設したコミュニティーセンターや、老人福祉センターを建設する。

最上流部の長野原地区は企業誘致とともに従業員用の公営住宅や産業振興センターを整備。林地区にレイクサイドパークの文化・芸術ゾーン「工芸の里」、ウオータースポーツの拠点となる横壁地区に下流都県や企業の保養施設誘致、最下流地域の川原畑地区にダムサイト公園―などが計画されている。また、下水道整備、土地改良、宅地・公共用地造成は全地区で予定され、観光や産業振興、住民福祉の各施策を網羅した壮大なプランとなっている。

日曜トーク&トーク

上毛 1990.8.5

建設省ダム統合管理事務所長
田中(たなか)　長光(ながみつ)氏

もっとダムが必要

水不足が深刻化している。首都圏の水ガメである利根川上流七ダムの貯水量は、四日午前九時現在、一億三千万㌧を割り込み、貯水率も三一%まで落ちて"赤信号"が点滅している。気象庁の一カ月予報によると、今月中旬は「降雨は少ない」。建設省と本県など一都五県で組織する渇水対策連絡協議会は先に二〇%の取水制限に踏み切り、本県もあす六日に対策本部を設置して、県下に強力な節水を呼び掛ける考え。渇水対策現場の最前線で指揮を執る建設省ダム統合管理事務所の田中長光所長に、水問題の現状と対策を聞いた。（聞き手・横山秀夫報道部員）

水不足

―まず、今年の渇水の現状と見通しを伺いたい。

「四月に七ダムを満水にして備えたが、五月下旬から貯水量は急激な下降カーブを描いている。一日平均五百万㌧ずつ下流に出しているので、単純計算すると、今月末にはダムがカラッポになってしまう。もちろん、地中から染み出してくる自流もあるわけだが、これだって徐々に減る。かなり厳しい状況といえるだろう」

記録的な少雨が最大の原因

―都市用水の増大などが影響しているのか。

「確かに、それもある。ただ、今年に限っていえば、記録的な少雨が続いたのが最大の原因だ。五月は平年の四八%、六月が三九%と極端に少なく、七月も五七%にとどまった。正直な話、雨乞（ご）いをしたい気持ちだ」

―ズバリ対策は。

「現況では、あらゆる方面に最大限の節水をお願いするよりほかない。また、中・長期的にいえば、水を開発する施設、つまりはダムや堰（せき）を増やして、年々増大する水需要や今年のような異常気象に対処できる体制づくりを進めねば、と考えている」

7ダムで10倍の需要に対応

―今春から渡良瀬遊水地の貯水池がラインナップに加わったが、好転しないのか。

「まだまだ、ポケット（ダムや堰）が足りないということだ。現在は七ダムの総有効容量三億七千万㌧で、十倍の需要を切り盛りしている。来年四月には奈良俣ダムが稼働し、戸倉ダムの事業化も時間の問題となっている。しかし、何といっても"期待の星"は八ッ場ダム。地元の方々や県には大変なご苦労をいただいているが、将来の水問題解消のために実現させてほしい」

―八ッ場ダムも組み込まれているフルプラン（全国総合水資源計画）のダム建設は、かなり遅れているようだが。

「フルプランは西暦二〇〇〇年をめどに第四次計画が進められているが、確かに遅れ気味だ。第一の理由は、建設地の地元の理解を得るのに長い期間を要すること。これは水没問題もあり、当然時間をかけて行わねばならない。次いで自然保護の問題。これも最小限にとどめる努力を怠れないので調査は慎重だ。そして、水行政は関係機関、団体が多岐にわたるため調整に手間取ることもある」

機が熟していない尾瀬分水

―渇水のたびに話題にのぼる尾瀬分水については、どのように考えているか。

「群馬サイドは待望久しいようだが、新潟、福島は慎重意見が強い。難しい問題だ。分水の歴史は古く、成功例も多くみられるが、地域の実情はそれぞれ異なる。将来に向けて勉強はしていかねばならない問題だが、機は熟していない」

3面に続く

【略歴】山梨県生まれ。同県立日川高校普通科卒。昭和38年、建設省に入庁。利根川上流工事事務所（埼玉）を振り出しに、宮ケ瀬ダム建設調査事務所（神奈川）、利根川ダム統合管理事務所調査課長、関東地方建設局河川建設課建設専門官、荒川下流工事事務所工務課長、関東地方建設局防災対策官などを歴任。50歳。

故郷を渡さない！石木ダムへの国庫補助を削除せよ！

２０１２年2月２３日

石木ダム建設事業の概要

事業主体の長崎県が、２級河川である川棚川水系の支流石木川中流域の川原（こうばる）地区に計画した、川棚町と隣接する佐世保市の水源確保、川棚川の洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とした多目的ダム。計画堰堤高５５．４㍍、幅２３４㍍、総貯水量５４８万m³。佐世保市へ１日４万m³を送水する計画。

ダム建設計画が表面化したのは半世紀前の１９６２年。１９７５年に事業採択され、総事業費２８５億円のうち２００７年度までに１２９億円を支出している。

杭は打たれても心に杭は打たせない

１９８２年には、土地収用法十一条に基づく強制測量が長崎県により機動隊を導入して行われた。石木ダム建設絶対反対同盟と支援者の強固な反対で、道路と湛水線の杭打ちしか出来ず、たち木伐採を伴う２次測量調査は中止された。

強制測量は、５月２１日から６月３日まで７次に渡り行われ機動隊を含め延１０００人以上の警察官が動員された。反対同盟は連日老人から子どもまで阻止行動に参加し、機動隊による排除にあいながらも道路に座り込みを続けた。私たちは道路に杭を打たれても心に杭は打たせないと、強い気持ちで戦った。

（朝には杭は無くなっていた、田舎には狸や狐が多い。）

同盟の切り崩しによって団結が強まる

その後、石木ダム建設事業はこう着状態にあったが、１９９７年賛成者との間に損失補償基準を締結し、移転交渉が始まる。

又、長崎県は裏で反対同盟の切り崩しを行い２００２年９世帯の水没地権者の退会者がでた。しかし数は少なくなったが同じ意見を有するもの同士でさらに団結力が強まった。水没地権者１３世帯を中心に毎年５月末にホタル祭りを行っているが、町内外から多くの方が見えられ今では川棚町の一大行事となっている。

事業認定の欺瞞性

長崎県は石木ダム建設を２００８年７月に、１２年度本体工事に着手し、１６年度までに完成させる工程表を発表した。しかし地権者が話し合いに応じてくれないと、２００９年１１月強制収用を見据えた事業認定の申請を九州地方整備局に行った、県は事業認定は、「反対地権者と意見が対立して話し合いが出来ません、事業認定は話し合いのための方法です。」と説明しているが一方では、「話し合いが開始されますと事業に必要な土地の正当な評価を行い適切な移転補償等を提示し、」「移転先の土地等の斡旋に努めてまいります、」このように事業認定は話し合いを進展させるための方策で、強制収用ではありませんと説明している。**話し合いとは名ばかり強制収用をちらつかせ移転交渉をする為の事業認定と言っているようなもの。**

私たちは、ダム建設には絶対反対であり移転交渉の話し合いなどありえない、事業認定が認可されると強制収用は避けられない。

（現在まで事業認定に対する意見書の提出の受付があっただけで公聴会はまだ開かれていない。国からのダムによらない治水、利水の見直しの再検証が県に求められたため審査が中断されているものと思われる。）

国庫補助の返納

県は０９年度の予算消化のため１０年３月に、「地元の同意がない工事は認めない」と言う私たちの意見を無視して、「ダム建設と付け替え道路の工事は別です、国が認めた工事です」と、付替え道路工事を強行した。これに対し私たちは、工事現場の主要な出入り口に座り込みを続け、道路封鎖は４ヶ月に渡り文字通り雨の日も、風の日も早朝からの座り込みとなった。

これにより県は、判断が甘かったと工事の中断をせざるをえなくなり、７月に工事の中断を発表した。現在も中断したままである。今年 3 月までに工事を完了しなければ県は、工事の国庫補助分を国に返納しなければならない。(完了まで最低でも６ヶ月掛かると言われているため返納せざるをえない)。

10 年度、１１年度と国の補助金予算がついているが、国は地元が望まない不要な工事を中止させその予算を震災復興へ回すべきだ。

県が行った再検証の欺瞞

政権が変わり、国はダムに頼らない治水、利水へ政策を転換し、長崎県へも石木ダム建設事業についてゼロベースからの再検証を求めました。私たちは石木ダム建設の白紙撤回へつながる好機と期待して、地元住民と学識経験者を検証検討の場に参加させるよう再三県に申し入れてきました。しかし県は、県と関係 3 自治体（佐世保市・川棚町・波佐見町）の長、四者での検討の場とし従来より計画された内容を説明するだけの検証検討の場で終えました。

幸い私たちが強く申し入れた、長崎県と反対住民、学識経験者入れた公開討論会を開くことが出来ました。京都大学名誉教授の今本先生、水源連の嶋津、遠藤両氏の協力を得て、設定時間を大幅に超える６時間半にも及ぶ討論会となりましたが、県は「反対住民の意見は聞きました」とし、討論会での疑問や意見書は検証さえせず、たった３回の検証検討の場で石木ダム建設継続と決め付け、昨年７月国へ石木ダム建設継続と報告している。

先月長崎県の人口は、２５年後には３割近く減少すると報道があった、これだと現在の取水量でも２５年後には多くの水が余り、無駄な税金を使ってダムを作る必要はありません。

最後に

まだ国の有識者会議で石木ダム建設事業は審議されていませんが、いずれ審議されると思います。私たちは中止との発表を期待していますが、今までの例を見ますと継続の可能性があります。

継続と決まれば、事業認定の申請も認可の方向へ動き出すものと思います。

しかし私たちは、いかなる結果が出ようとも石木ダム建設絶対反対の気持ちは変わりません。それは、先祖が培ってきた美しい自然、隣人愛あふれる環境を、子、孫、後世へ残していかなければなりません、それが私たちの使命だと思っています。絶対に負けません。これからも皆様のご支援ご協力をお願いします。

石木ダム建設絶対反対同盟
岩下　和雄

今なお推進されつつある全国のダム事業

全国ではいまだに数多くのダム事業が推進され、推進されようとしている。その中で特に問題とされているダムの状況は別表のとおりである。そのうち、反対運動が進められているダム事業を次に示す（水源開発問題全国連絡会が把握している範囲）。　　（　　）内は事業主体を示す。

1　検証対象から除外されて、完成に向けて工事が進められているダム

直轄ダム　湯西川ダム（関東地方整備局）
天ケ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）
鹿野川ダム改造　（四国地方整備局）
補助ダム　当別ダム（北海道）
奥胎内ダム（新潟県）
辰巳ダム（石川県）
浅川ダム（長野県）
内海ダム再開発（香川県）
路木ダム（熊本県）

2　事業継続の検証結果が出たダム

（1）　事業継続の国交省対応方針が出たダム

直轄ダム　八ッ場ダム（関東地方整備局）
補助ダム　厚幌ダム（北海道）
梁川ダム（岩手県）
最上小国川ダム（山形県）

（2）　国交省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の未審議のダム

（2 月 22 日の有識者会議で石木ダム、安威川ダム、内ケ谷ダムが審議された。）

補助ダム　石木ダム　（長崎県）
平瀬ダム　（山口県）
安威川ダム　（大阪府）
内ケ谷ダム　（岐阜県）
五木ダム　（熊本県）

3　検証中であるが、事業者が事業推進を企図しているダム

直轄ダム　サンルダム（北海道開発局）
沙流川総合開発〔平取ダム〕（北海道開発局）
成瀬ダム（東北地方整備局）
霞ケ浦導水事業（関東地方整備局）
設楽ダム（中部地方整備局）
足羽川ダム（近畿地方整備局）
大戸川ダム（近畿地方整備局）
山鳥坂ダム（四国地方整備局）
城原川ダム（九州地方整備局）
立野ダム(九州地方整備局)
水機構ダム　思川開発[南摩ダム]（水資源機構）
川上ダム（水資源機構）
丹生ダム（水資源機構）
木曽川水系連絡導水路（水資源機構）

2011 年度国交省関係の事業中のダム 132 ダム

直轄ダム・水機構ダム 47 ダム
検証対象外　16 ダム
（本体工事着工済み、既存ダムの機能増強）
検証対象　31 ダム
国交省対応方針決定　3 ダム
（継続:八ッ場ダム）
（中止:七滝ダム、吾妻川上流総合開発）
検証中　28 ダム

補助ダム（都道府県ダム）85 ダム
検証対象外　32 ダム
（本体工事着工済み、既存ダムの機能増強）
検証対象　53 ダム
国交省対応方針決定　21 ダム
（継続 16 ダム、中止 5 ダム）
有識者会議の再審議要　2 ダム
（継続 2 ダム）
有識者会議の審議待ち　12 ダム
（継続 10 ダム、中止 2 ダム）
検証中　18 ダム

ダム検証の結果

事業中のダムのうち、検証の対象は直轄ダム、水機構ダム、補助ダムを合わせて、84ダムで,、そのうち、すでに24ダムについて国交省の対応方針が決定した。その中で、7ダムが中止となったが、奥戸ダム、大谷川ダム以外は再検証の手順なしで検証結果は中止と発表された。すなわち、検証が始まる前から中止が決まっていたものである。奥戸ダム、大谷川ダムも事業者の意向が働いてダム中止の結果が導かれた。

今まで行われたダム検証の結果を見ると、ダム検証の手順と基準（再評価実施要領細目〔注〕）は、事業者の意向が推進である限りは、ダム推進の結論が必ず出るようになっている。

〔注〕再評価実施要領細目は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」に基づいて作成された。

全国のダム事業で特に問題とされている事業

	事業主体	事業施設名	平成23年度当初予算（百万円）	ダム事業の段階	事業者の検証結果	有識者会議	国交省の方針決定
直轄ダム・水資源機構ダム	関東地整	八ツ場ダム	15,284	転流工工事	推進	追認	12/22
	北海道開発局	沙流川総合開発［平取ダム］	391	生活再建工事	検証中		
	北海道開発局	サンルダム	1,057	生活再建工事			
	東北地整	成瀬ダム	1,960	転流工工事			
	関東地整	霞ヶ浦導水事業	607	（工事中）			
	北陸地整	利賀ダム	1,592	生活再建工事			
	中部地整	設楽ダム	3,450	生活再建工事			
	近畿地整	足羽川ダム	525	調査・地元説明			
	近畿地整	大戸川ダム	602	生活再建工事			
	四国地整	山鳥坂ダム	201	調査・地元説明			
	九州地整	城原川ダム	96	調査・地元説明			
	九州地整	立野ダム	371	生活再建工事			
	水資源機構	思川開発 ［南摩ダム］	730	転流工工事			
	水資源機構	川上ダム	1,010	転流工工事			
	水資源機構	丹生ダム	340	生活再建工事			
	水資源機構	木曽川水系連絡導水路	350	（調査中）			
	北海道開発局	夕張シューパロダム	9,935	本体工事	検証対象外		
	関東地整	湯西川ダム	34,959	本体工事			
	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	1,427	既存施設の機能増強			
	四国地整	長安口ダム改造	2,977	既存施設の機能増強			
	四国地整	鹿野川ダム改造	3,392	既存施設の機能増強			
補助ダム	山形県	最上小国川ダム	100	調査・地元説明	推進	追認	8/12
	兵庫県	武庫川ダム	0	調査・地元説明	中止	追認	8/12
	岩手県	簗川ダム	1,084	生活再建工事	推進	追認	8/12
	北海道	厚幌ダム	264	生活再建工事	推進	追認	8/26
	岐阜県	内ヶ谷ダム	99	生活再建工事	推進		
	長崎県	石木ダム	297	生活再建工事	推進		
	山口県	平瀬ダム	977	転流工工事	推進		
	熊本県	五木ダム	38	転流工工事	中止		
	大阪府	安威川ダム	4,000	生活再建工事	推進		
	滋賀県	北川ダム	20	生活再建工事	中止		
	群馬県	増田川ダム	20	調査・地元説明	検証中		
	群馬県	倉渕ダム	0	生活再建工事			
	長野県	角間ダム	0	調査・地元説明			
	北海道	当別ダム	8,063	本体工事	検証対象外		
	新潟県	奥胎内ダム	1,897	本体工事			
	石川県	辰巳ダム	2,982	本体工事			
	大阪府	槇尾川ダム	0	本体工事（大阪府の判断で中止）			
	広島県	仁賀ダム	786	本体工事			
	長野県	浅川ダム	1,990	駆け込み本体工事			
	香川県	内海ダム再開発	2,163	駆け込み本体工事			
	熊本県	路木ダム	1,568	駆け込み本体工事			

ダム検証の欺瞞性

国交省有識者会議がダムの検証結果「事業継続」を追認するときの決まり文句
「『中間とりまとめ』の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている。」
その欺瞞性は次のとおりである。

1. 「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(今後の治水対策のあり方に関する有識者会議　平成２２年９月）の骨子

① 検証する内容

はじめに:「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。（ｐ.１）」（政策転換を明記）

検証に当たっての基本的な考え方:「現状（又は河川整備計画策定時点）における施設の整備状況や事業の進捗状況を原点として検討を行う。」（ｐ.14）

検証に係る検討手順:「検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案の立案を行い、立案又は抽出した治水対策案を環境への影響等の評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行う。（ｐ.17)」

事業の評価する:「一定の『安全度』を確保することを基本として、『コスト』を最も重視する。(ｐ.14)」
一定の安定度：「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか（ｐ.35)」
コスト：「実施中の事業については、残事業費を基本とする」（ｐ.35)。

② 情報公開、意見聴取等の進め方　（ｐ.18）

1) 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置
2) 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
3) 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

③ 総合的な評価と報告（p. 63、64）

1) 検討主体は総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。
2) 検討主体は、国土交通大臣に速やかに報告する。

④ 国土交通大臣の判断　（ｐ.64）

検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣は、本中間とりまとめで示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかについて当有識者会議の意見を聴き、当該ダムについて、概算要求など予算措置を講じる上で適切な時期に判断する。

2. 「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」の問題点

① 見失われた「検証の目的」

「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進める」と「**はじめに**」には記されてはいるが、検証内容は「できるだけダムにたよらない治水」を追求するプロセスはなく、従前のダム計画を前提とし、その代替案との比較評価しか行わないものにとどまっている。

② 従前の整備目標を踏襲、全く無意味な代替案の立案

「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できる」としているため、整備計画策定済みの水系では、整備計画で設定した整備目標の検証が行われない。この場合、ダム事業は河川整備計画の中で位置づけられているから、整備計画の目標流量そのものの検証が必要であるが、その科学的妥当性は一切検証されないようになっている。この問題は利水面において水需要予測の科学的妥当性の見直しが一切されないことと共通している。本来は「どんな洪水が来ても人命を救うことを第一義にした治水対策」が追求されなければならないが、ダム検証ではそのような追求は皆無であった。

③　コスト最重視　　残事業費での評価では進捗度が進んだダム事業が残るのは当然

代替案と,進行しているダム事業を残事業費で評価するのであるから、「ダム事業が最も有利」となるのは余りにも当然である。ただし、ダムがもたらす多くの深刻な弊害について正当な評価が行われるならば、ダム事業がコスト面で不利になるのは自明のことである。しかし、ダムの検証においては、ダムによる弊害が科学的に評価されることは一切なかった。

④　流域住民が排除された推進者だけによる検討の場

「関係地方公共団体からなる検討の場」はほとんどダム事業推進者だけで構成されているから、「ダム最も有利」の結論になるのは当然であった。パブコメや公聴会はただ単に「行いました」というだけで、提起された問題点が取り上げられることはなかった。

⑤　事業者の検証報告をそのまま追認　　審査する機能を喪失した有識者会議

第 18 回有識者会議（平成 23 年 9 月 26 日（月））における中川座長の発言が示すように、有識者会議が行うことは所定の手順を踏んだ検証がされたかどうかであり、ダムの必要性の是非は審議しないことになっている。有識者会議は果たすべき責務を自ら放棄しているのである。

○議事に先立ち、座長より次のような話があった。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai18kai/dai18kai_gijiyousi.pdf より

「これまでも、座長あてあるいは委員あてに様々な団体等から御意見や御質問を頂くことがあり、これらについては拝見している。これら御意見等の中には、ダム事業検証のしくみ、当有識者会議の役割について、十分に理解されていないものがあると思う。

今回のダム事業の検証においては、各検討主体から検討結果が国土交通本省に報告される。当有識者会議は、中間とりまとめで示した「共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について意見を述べることとしている。このことは「中間とりまとめ」に明記している。

また、個別の河川の河川整備計画については、それぞれの河川管理者が地域の意見を踏まえて策定しているものであり、個別の河川の治水計画等についてご疑問等があれば、策定した主体にお尋ねいただくことが適当であると考える。」

３　「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を解散し、新たな事業検証委員会を！

ダム事業者の追認機関である「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は直ちに解散し、次の要件を満たす事業検証委員会を新たに設置し、ダム検証のありかたを根本から変えなければならない。

（１）　ダム事業の是非を結論ありきではなく、ゼロベースで検証すること。

（２）　事業に批判的な専門家・住民が半数参加した事業検証委員会を設置し、利益相反委員を排除すること。

（３）　事業検証委員会の会議はすべて公開し、傍聴者に発言の機会を保証すること。

（４）　事業検証委員会の事務局は事業者ではなく第三者とし、事業検証委員会の指示に基づいて運営すること。

（５）　検証が完了するまで、検証対象事業の工事を凍結すること。

東日本題震災をテコに高速道路建設？！

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）
事務局長　　橋　本　良　仁

１　２０１２年度公共事業関係予算は１１％増

２０１２年度公共事業関係予算案は、４兆５７３４億円（11 年度比、８．１％減）
東日本大震災復興関連予算の９６９２億円を足すと５兆５４２６億円（同、１１．４％増）

２　高速道路建設に特化

２０１２年度道路予算案、直轄事業＋補助事業＋有料道路事業の合計額
３兆２７８０億円（うち国費は１兆３２５１億円、対前年比０．９９）
大都市圏環状道路（東京圏の三環状道路、名古屋、近畿などの環状道路）１２３７億円
全国ミッシングリンクの整備、３６６３億円
大都市圏の環状道路整備やこれまでつながっていなかった道路ネットワーク整備
４８９９億円（同９％、４０６億円増）

例　首都圏中央連絡自動車道や東京外環道路
圏央道（２０１１年度予算）は一都四県の合計で９７８億円も
建設費は１メートル、２０００万円～３０００万円
総延長３００キロメートルの建設費は、６兆円～１０兆円
東京都７３億円、茨城県１０４億円、埼玉県２１０億円
千葉県１８１億円、神奈川県４０９億円
東京外環道路建設費（２０１１年度予算）は２００億円（建設費は１メートル１億円）
松戸―市川間７５億円、練馬―世田谷間１２５億円
生物多様性の宝庫である国定公園高尾山に圏央道トンネルを掘削
横浜の閑静な住宅地のど真ん中に圏央道、４０年以上止まっていた東京外環、都内や市川では他人の家を泥靴で踏み込む暴挙

３　震災に有効な高速道路

高速道路は東日本大震災時の避難や災害復旧に大いに役立った→さらなる高速道路建設を国交省の主張は事実か、事実は異なる。
被災住民たちは長いあいだ高速道路の利用が制限され、生活道路こそ大いに役立った。
被災地の実情は国交省の言い分と大きく異なる。
大震災も高速道路建設に利用しようとする厚顔さ。

３　道路の維持管理費もない

これまでの道路予算は高速道路建設に偏っている。
地方自治体財政が逼迫しているため市町村道路などの生活道路に予算がまわらない。
災害復旧や鉄橋の劣化、道路の維持管理予算がない状況である。
錆びる一方の橋梁の点検すらできない。
社会資本ストックの維持管理・更新費だけでも１９０兆円は必要（H21 年国土交通白書）

不要・不急の高速道路を造っている余裕はまったくない。

４　急速な少子高齢化社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（２０１２年１月発表）
日本の人口は１億２８００万人（２０１０年）から２０３０年に１億１６６２万人、
２０４８年には９９１３万人（２０１０年の７７％まで減少）になる（中位推計）。

５　将来交通需要は大幅に減少

２００８年、国交省は将来交通需要推計を修正した。
東京圏の交通量実績は予測を８％も下回る（不況の影響、消費低迷、若者の車離れなど）。
高速道路を造っても近い将来は利用されない公算が大。

６　時代に逆行

大型道路建設は、地球温暖化防止に逆行している。
自然破壊や生活環境破壊、沿線住民と合意できない道路計画は中止するのがスジ。
大都市の渋滞緩和は、車依存から公共交通へと転換。

７　情報のブラックボックス化は許さない

行政による情報のブラックボックス化を止めさせる運動が重要。
情報公開の徹底は民主主義の基本。
開示要求した費用便益計算データをデータ保存がないとして開示拒否（高尾山天狗裁判）
会計検査院もデータ保存を指示（２０１１年から保存措置がとられた）

８　行政の暴走に司法のチェック機能を

福島原発事故を止められなかった責任は、司法にもある。
「先に道路建設ありき」の行政の暴走に対し、司法のチェック機能が強く求められる。
行政裁量権を無制限に認める司法は三権分立に違反する。
道路利益共同体（道路むら）に厳しいチェックを！

諫早湾干拓・開門問題の現状

ラムサールネットワーク日本
堀　　良一

１　有明海の現状

昨年 11 月 7 日、長崎地裁で、佐賀県大浦の漁師は次のような意見陳述をしました。

生活のためにやむを得ず多額の借金を背負う者も少なくありありません。借金を苦に自殺する者もあらわれました。

私も７，８年前には，生活のため，岡山まで出稼ぎに行きました。私は有明海の漁師です。なのに，岡山まで出稼ぎに行かないと漁業を続けることが出来なかったのです。私達の仲間の半数以上が遠方まで出稼ぎに行かなければ生活できません。もう漁師を継ごうなどという若者もいなくなりました。あの潮受け堤防が全てを変えてしまったのです。

陳述した漁師は、直前まで、漁を休んで出廷するかどうか悩みました。弁護団では、担当弁護士による代読も検討しました。タイラギの潜水漁を得意にしていたこの漁師の漁場には、いま、捕るタイラギはいません。苦しい生活の中、何かの魚が捕れると聞くとその魚を求めて漁をします。今年は頼みにしていたタコが不漁で、それこそ明日の生活をどうしようかと落ち込んでいた矢先に、シロエビが少し捕れ始めました。それで毎晩、夜を徹してシロエビ漁に出ていたさなかの意見陳述だったのです。

漁師は悩んだあげく出廷して、寝不足のなか、苦しい状況を淡々と陳述しました。

陽気で明るい彼のことを知っている人間には、ゆっくりと陳述を噛みしめる彼の声に胸が詰まる思いでした。

あの潮受堤防が閉め切られて間もなく 15 年。漁業被害は年々累積し、その深刻さの度合いを強めています。

２　一昨年（2010 年）12 月 6 日の福岡高裁開門判決の意義

一昨年 12 月 6 日の福岡高裁開門判決は、漁業被害に苦しむ漁民にとって、大きな希望の光となりました。

判決は、「判決確定の日から 3 年を経過する日までに、防災上やむをえない場合を除き、（中略）潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後 5 年にわたって同各排水門の開放を継続せよ」というものです。

3 年という準備期間が設けられたのは、開門までに、ゼロメートル地帯をかかえる背後地の排水対策のため、調整池の水位管理に代えて排水ポンプを設置したり、干拓地の農業用水として調整池の水に代わる淡水を手当したりしなければならないからです。3 年という期間は国が主張した排水ポンプ設置にかかる期間が基準になっています。

「防災上やむをえない場合を除き」という条件が設定されたのは、審理のなかで、国が高潮などの場合に開門したままでは被害が出ると主張し、われわれが、そんな非常時にまで開門したままにしておくとは言っていないなどと反論した経緯が反映しています。

５年という期間は、その間に開門調査が行われて新たな状況がでてくることが考慮されたものです。

したがって、この開門判決は、開門のための準備を３年以内に終わらせて、５年間南北両排水門を開放すること、ただし、高潮などが予測される場合は例外的に閉門できるということを命じたものでした。そして、その間、開門調査が行われることが前提とされています。

わたしたちの請求は、形式の上では、潮受堤防を撤去することでした。しかし、現実的な一歩を勝ち取るために、一部認容としての開門もありうるということを明確にしたうえでの主張・立証を展開し、開門の是非を中心に据えた訴訟内外の戦いを展開しました。

開門は、それ自体、有明海異変と呼ばれた有明海の現状を改善し、漁業被害を軽減します。

排水門を開門した場合の有明海の環境変化を調査する開門調査は、農水省が設置したノリ第三者委員会が、2001 年 12 月に、有明海異変の原因は干拓事業にあると想定される、それを科学的に明らかにするためには開門調査が有効であると提言して以来、有明海をめぐる主要な争点になっていました。開門調査を行えば、干拓事業と有明海異変の因果関係はさらに明確になります。有明海の再生に向けての次のステージの課題もおのずと浮かんできます。

以後、漁民は開門調査を求め、今以上の因果関係を明らかにされたくない国はこれを拒み続けてきました。

漁業被害を軽減するとともに、有明海の本格的な再生に向けて確実な一歩を踏み出すものとして、福岡高裁の判決は、苦しみ続ける漁民に届いた、文字通り、希望の光でした。

この判決は上告されることなく同年 12 月 20 日に確定しました。上告の是非を巡っては、農水省との激しい攻防がありました。上告を許さなかったのは、この上告期間中だけでなく、一貫して国会行動を重視し、農水の妨害をはねのけて、国の中枢に、深刻な漁業被害の実態を届け続けたこの間の取り組みが、基本的な力として作用していることは間違いありません。

３　農水省・長崎県の策動と開門阻止派の人々

判決が確定したにもかかわらず、農水は、真摯に履行しようとはしません。

判決に対しては、まず、背後地の住民、とりわけ干拓地に隣接する森山町の農民から激しい非難の声があがりました。これを受けて国とともに事業を推進してきた長崎県は上告しなかった国を激しく非難して、開門阻止の運動を展開しています。

背後地の住民や森山町の農民が農水を非難する心情は、わたしたちにもよく分かります

諫早湾干拓事業は戦後まもなくの時期から計画され、その後、あれこれと形を変えながら現在の事業になりました。南部総合開発と呼ばれた干拓事業に対して漁民が激しく抵抗して計画を推進できなくなったとき、農水と長崎県がいっしょになって持ち出してきたのが防災干拓事業と当初呼ばれた現在の干拓事業でした。多くの死者を出した昭和 32 年の諫早大水害を繰り返すな、干拓事業はそのために必要だというものです。森山町は戦後まもなく造成された干拓地で、農民は農業用水の手当もないままに入植させられ、地下水を農業用水に頼らざるをえませんでした。地下水がくみ上げられるために地盤が沈下し、もともと干拓地で排水が悪かった土地がますます湛水被害に苦しむことになりました。わたしたちの調査では、戦後造成された干拓地で一番離農率が高かったの

がここの干拓地です。この干拓地の農民も、本来の排水対策は排水機場の増設であるにもかかわらず、防災干拓で潮受堤防ができて水位が管理されるようになれば、自然排水が進み、湛水被害がなくなるというマインドコントロールを受けました。そして、防災干拓が提唱されて以来、本来の排水対策であるはずの排水機場の設置は見送られてきました。

干拓事業で潮受堤防ができれば、被害から解放されると農水省や長崎県から言われ続けた人々が、国が開門を受け入れることに衝撃を受けるのは当然です。国といっしょになって人々をマインドコントロールし続けてきた長崎県が、立場上、抵抗するのも目に見えていました。

だから、わたしたちは、判決確定を受けて、農水省に対し、原告の漁民に謝罪するだけでなく、背後地の住民や農民にも謝罪しろと迫りました。

しかし、農水省は謝罪をしないばかりか、開門しても有明海の改善効果は小さいだとか、逆に漁業や農業に被害が出るだとか、被害が出ないようにするためには莫大な対策費用がかかるだとかいう内容の開門アセスを発表して、開門反対派をあおっています。

その一方で、わたしたちとの協議は形ばかりのものにして、確定した高裁判決主文の解釈をねじまげ、さすがに全く開門しないとはいえないので、調整池を現在のマイナス１ｍから、外海の海水を受け入れながらさらにマイナス 1.2m までの範囲でだけ水位が上下するように排水門を操作するという開門方法でお茶をにごそうとしています。

実はいま農水省が提唱している開門方法は 2002 年に短期開門調査として行ったことがあるものです。農水省はその後の本格的な開門調査をサボタージュして、干拓事業と有明海異変の因果関係が明らかになるのを妨害してきました。今回もそれを再現しようとしているのです。

４　今後のたたかい

福岡高裁の開門判決確定後、昨年 6 月 27 日に、即時開門を求めて争ってきた長崎地裁の開門訴訟の判決で開門請求を棄却するまさかの判決が言い渡されました。わたしたちは KY 判決と名付けました。そして開門反対派の人々は長崎県の支援を受けて開門阻止訴訟なるものを提起しました。この訴訟には補助参加しています。

いろいろと複雑な状況はありますが、わたしたちには今、開門の確定判決カードという以前にはなかった切り札があります。

この切り札を活用して、裁判の内外で、どう国を追い詰めていくか、これが問われています。わたしたちのスローガンは「農漁共存の開門を」というものです。だまされ続けてきた背後地の農民も、漁民同様、被害者です。わたしたちは、単に開門を求めるだけでなく、開門とともに、背後地の人々のための本格的な排水対策を実現すること、新しい干拓地の農民のためには、アオコやユスリカが大量に発生するような調整池の汚染水ではなく、もっといい農業用水を提供することを求めています。こうした実践のなかで、これまで農水や長崎県にだまされ続けてきた背後地の人々や新干拓地の入植者などとも、必ず連携することができると考えています。

現実の開門を勝ち取るまで、これからも、激しいつばぜり合いが続きます。

以　上

集会宣言（案）

政府は、昨年12月末にムダな公共事業の象徴である「八ッ場ダム建設再開」を決定し、その他のダム、高速道路、リニアなどの予算や計画も次々と復活・承認してきました。「コンクリートから人へ」など多くの公約を無視して増税を目指す政府に、国民の怒りは頂点に達しています。

事業復活や原発再稼働の動きの背景には、河川ムラ・原子力ムラに象徴される利権構造があります。その一翼をにない、事業にお墨付きを与えてきたのが、いわゆる御用学者から成る諮問機関です。原発やダム等の現地・予定地では、反対勢力を押しつぶすために、国家権力が長年、アメとムチを駆使し、地域経済、地縁・血縁の中で反対の声を容易に上げられない抑圧的な社会をつくってきました。

私たちは、国民の血税を一部の人々の利益のために吸い上げるこうした仕組みを根本から改革することが不可欠であると考えます。事業の妥当性を厳しくチェックすべき体制を整えない限り、有害無益な事業を止めることはできません。

八ッ場ダム本体工事の予算執行については、二つの前提条件が付けられました。利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証、及び「ダム中止後の生活再建支援法」の今通常国会への提出です。河川整備計画策定に関わる有識者会議が公正に設置・運営され、住民の意見を反映することが、ダムによらない治水計画の策定につながります。また、生活再建支援法は、政策転換による地元住民への影響を軽減させる重要な法律です。

そのような問題認識に基づき、私たちは次の事項の実現を求めます。

1　大型公共事業の予算削除等

（1）　八ッ場ダム本体工事の予算削除、長崎県・石木ダム、山形県・最上小国川ダムなどの問題ダム事業の予算削除

（2）泡瀬干潟など湿地干潟埋め立て事業の予算削除、諫早湾常時開門の早期実施

（3）40年間建設しなかった東京外環道路、国定公園高尾山を破壊する圏央道、その他都市計画道路など大型道路建設の予算削除

（4）原発の再稼働中止および核燃料サイクルからの撤退

2　事業検証等のあり方の抜本的な改善

（1）　公共事業の是非を、結論ありきではなく、ゼロベースで検証すること。

（2）　事業に批判的な専門家・住民が半数参加した検証委員会を設置し、利益相反委員を排除すること。

（3）　検証委員会の会議はすべて公開し、傍聴者に発言の機会を保証すること。

（4）　検証委員会の事務局は事業者ではなく第三者とし、検証委員会の指示に基づいて運営すること。

（5）　検証が完了するまで、検証対象事業の工事を凍結すること。

3　利根川水系河川整備計画の策定における、先駆的事例「淀川水系流域委員会方式」を基本にした専門家と住民混成の有識者会議の開催

4　八ッ場ダムをはじめ、地元住民の生活再建に真に資する「ダム中止後の生活再建支援法」の早期成立

以上、本日の集会に賛同するすべての団体の総意としてここに宣言する。

2012年2月23日

「八ッ場ダム建設再開は許さない!!　Part2　～原発・ダム・道路・干拓‥利権集団（ムラ）を肥やす予算にSTOPだ！～」参加者一同

「八ッ場ダム建設再開は許さない！！Part2 ～原発・ダム・道路・干拓・・・利権集団を肥やす予算に STOP だ！～」

実行委員会 構成 9 団体

八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会、八ッ場あしたの会、ダム検証のあり方を問う科学者の会、原子力資料情報室、全国自然保護連合、ラムサール・ネットワーク日本、道路住民運動全国連絡会、水源開発問題全国連絡会、外環道7区市ネットワーク（外環ネット）、

「八ッ場ダム建設再開は許さない！！Part2 ～原発・ダム・道路・干拓・・・利権集団を肥やす予算に STOP だ！～」

賛同団体

市民のひろば(大阪府)、海上の森野鳥の会(愛知県)、設楽ダムの建設中止！名古屋の会(愛知県)、自然の灯をともし原発を葬る会(鹿児島県)、STOP八ッ場ダム・市民ネット(群馬県)、あすの槇尾川を考える会(大阪府)、平和食堂・吉田屋(東京都)、希望社会研究会(東京都)、美しい錦川を未来へ手渡す会(山口県)、ピースウォーク山口(山口県)、ニセコの粉雪を守ろう会(北海道)、立川・生活者ネットワーク(東京都)、農民運動茨城県連合会(茨城県)、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会(栃木県)、ふるさとの清津川を守る会(新潟県)、石木川まもり隊(長崎県)、設楽ダムの建設中止を求める会(愛知県)、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議(茨城県)、茨城県の水問題を考える市民連絡会(茨城県)、水道事業を考える土浦市民の会(茨城県)、子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会(熊本県)、石木ダム建設絶対反対同盟(長崎県)、環境会議・諏訪(長野県)、成瀬ダムをストップさせる会(秋田県)、天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会(熊本県)、寒霞渓の自然を守る連合会(香川県)、肱川漁業協同組合(愛媛県)、大洲市の住民投票を実現する会(愛媛県)、長浜町をまじめに考える会(愛媛県)、最上小国川の清流を守る会(山形県)、ウォーターワッチネットワーク(山形県)、相模川キャンプインシンポジウム(神奈川県)、兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会(石川県)、太田川ダム研究会(静岡県)、長良川市民学習会(岐阜県)、導水路はいらない！愛知の会(愛知県)、北海道の森と川を語る会(北海道)、NPO 法人伊賀・水と緑の会(三重県)、日本湿地ネットワーク(埼玉県)、千葉県自然保護連合(千葉県)、ダム反対鹿沼市民協議会(栃木県)、東久留米湧水・清流保全条例研究会(東京都)、千葉の干潟を守る会(千葉県)、大阪府安威川の治水を考える流域連絡会(大阪府)、有明海漁民・市民ネットワーク(長崎県)、簗川のダムと自然を考える市民ネットワーク(岩手県)、環瀬戸内海会議(愛媛県・香川県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県)、日本山妙法寺(東京都)、利根川の水と自然を守る取手連絡会(茨城県)、NPO法人アサザ基金(茨城県)、美しい球磨川を守る市民の会(熊本県)、球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会(熊本県)、市民ネットワーク千葉県(千葉県)、泡瀬干潟を守る連絡会(沖縄県)、石木ダム建設反対連絡会(長崎県)、思川開発事業を考える流域の会(栃木県)、リニア・市民ネット（東京都・山梨県・長野県)、渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える(長野県)、水と緑の会(長野県)、鳥海ダムと市民生活を考える会(秋田県)、市川緑の市民フォーラオ(千葉県)、利根川・江戸川流域ネットワーク(千葉県)、都道小平 3・3・8 号線計画を考える会(東京都)、新しいつくばを創る市民の会(茨城県)、群馬県平和運動センター(群馬県)、国労高崎地方本部(群馬県)、新山梨環状道路北部区間反対連絡協議会(山梨県)、みどり・山梨(山梨県)、群馬の明日をひらく革新懇話会(群馬県)、玉川峡（紀伊丹生川）を守る会(和歌山県)、まつど雨水の会(千葉県)、三番瀬を守る署名ネットワーク(千葉県)、新日本婦人の会群馬県本部(群馬県)、首都圏道路問題連絡会(東京都)、高尾山の自然をまもる市民の会(東京都)、伊賀の特別天然記念物オオサンショウウオを守る会(三重県)、肱川・水と緑の会(愛媛県)、平和・民主・革新の日本をめざす取手の会(茨城県)、原発いらない千葉(千葉県)、水と森の保全を考える・かわうそ倶楽部(東京都)、グリーンアクションさいたま(埼玉県)、やどりき水源の森ワーク(神奈川県)、虔十の会(東京都)、越谷サステナの会(埼玉県)、那珂川ネットワーク鶴亀隊(栃木県)、流域の自然を考えるネットワーク(北海道)、三番瀬を守る会(千葉県)、多摩の地下水を守る会(東京都)、東京生活者ネットワーク(東京都)、フォーラム平和・人権・環境(東京都)、全日本水道労働組合（東京都）

北海道脱ダムをめざす会（下記構成団体）(北海道)

（社）北海道自然保護協会(北海道)、十勝自然保護協会(北海道)、北海道自然保護連合(北海道)、富川北一丁目沙流川被害者の会(北海道)、平取ダム建設問題協議会(北海道)、苫小牧の自然を守る会(北海道)、ユウパリコザクラの会(北海道)、イテキ・ウエンダム・シサムの会(北海道)、胆振日高高校退職教職員の会(北海道)、自然林再生ネットワーク(北海道)、下川自然を考える会(北海道)、サンルダム建設を考える集い(北海道)、環境ネットワーク旭川地球村(北海道)、大雪と石狩の自然を守る会(北海道)、旭川・森と川ネット21(北海道)、当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会(北海道)

合計 108 団体 2012 年 2 月 10 日 現在

《緊急抗議集会 PartⅡ　実行委員会構成団体》

八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会
〒102-0083　東京都千代田区麹町 6-4　麹町ハイツ 502（谷合周三法律事務所）
TEL 03-3512-3443　FAX 03-3512-3444

八ッ場あしたの会
〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23　TEL/FAX 027-253-6706

ダム検証のあり方を問う科学者の会
〒112－8585 東京都文京区小日向 3-4-14 拓殖大学政経学部　関良基気付
TEL 090-5204-1280

全国自然保護連合
〒207-0016　東京都東大和市仲原 3-10-1-C201　TEL/FAX 042-561-3248

ラムサール・ネットワーク日本
〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F
TEL/FAX 03-3834-6566

道路住民運動全国連絡会
〒193-0841　東京都八王子市裏高尾町 1343-1（高尾山の自然を守る市民の会内）
TEL 042-662-8115　FAX 042-669-7387

外環道7区市ネットワーク（外環ネット）
〒167-0041　東京都杉並区善福寺 3-34-5　TEL 090-1858-6665

水源開発問題全国連絡会
〒223-0064　神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28
TEL/FAX　045-620-2284

原子力資料情報室
〒162-0065　東京都新宿区住吉町 8-5　曙橋コーポ 2 階 B
TEL 03-3357-3800　FAX 03-3357-3801